

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第3編 風水害等編＞

第1章 総 則

（令和3年度改訂）

風水害等編

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 節	市域の保全	2
第 2 節	浸水被害の想定	3
1	小櫃川浸水被害想定	3
2	その他の河川	5

第1章 総 則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

節	項目
1	市域の保全
2	浸水被害の想定

第1節 市域の保全

市は、千葉県の東京湾側のほぼ中央にあって、都心から 50 km 圏内に位置し、その形状は羽蝶形をなして広がっている。

市は、古来より平坦地では水稻栽培、台地では畑作物栽培が行われ、また、海岸部では魚介類等の採集による沿岸漁業が盛んであったが、昭和 30 年代に始まった京葉臨海工業地域の造成に伴って工業化が進み、農業と工業が調和した県内有数の産業都市として発展してきた。

災害に対しても治山・治水事業等を計画的に推進してきたことにより、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられている。

しかしながら、都市化の進展や市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展等による要配慮者の増加など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

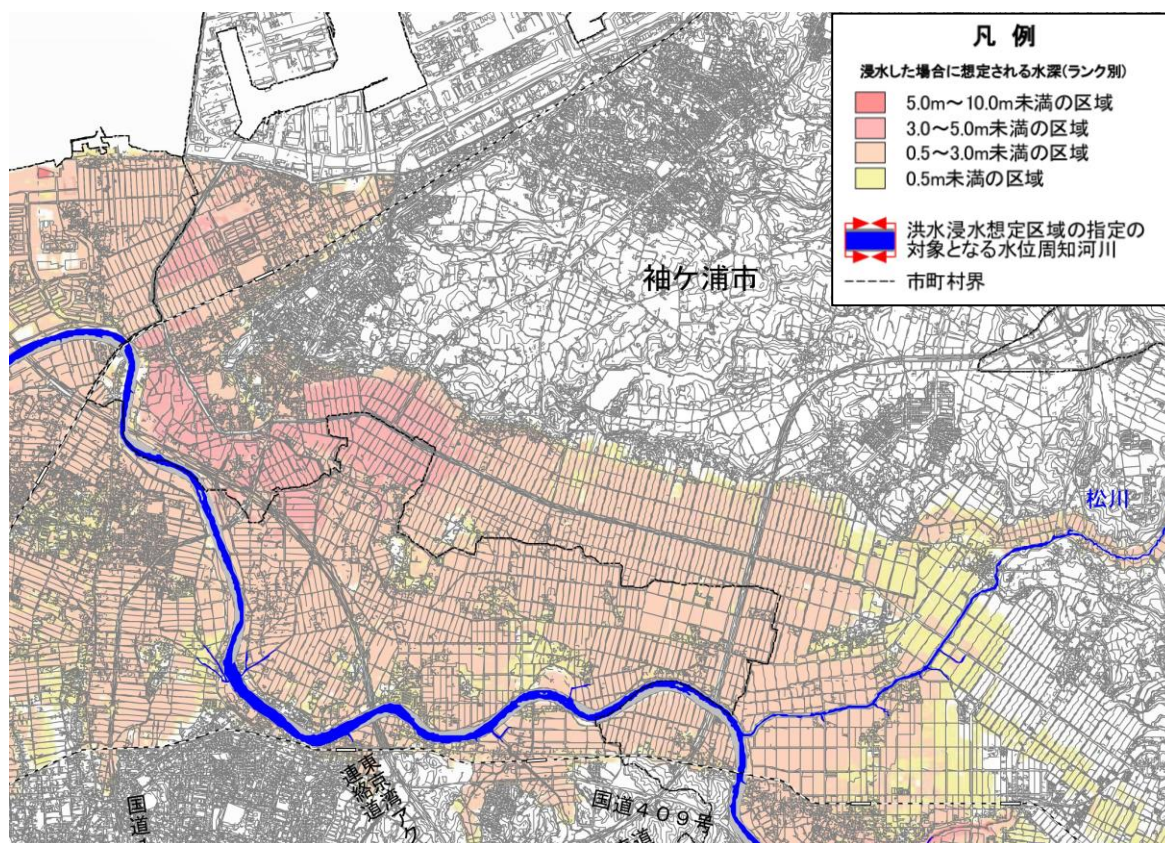
今後は、これらのことを念頭に、台風や集中豪雨、竜巻等による被害の発生を完全に防ぐことはできないものの、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 浸水被害の想定

1 小櫃川浸水被害想定

市域内を流れる小櫃川については、千葉県による浸水被害想定調査が行われている。これをみると、河川沿いに浸水深 0.5～3.0m未満の区域が広範に広がっており、河口付近には浸水深 3.0～5.0mの区域も存在している。

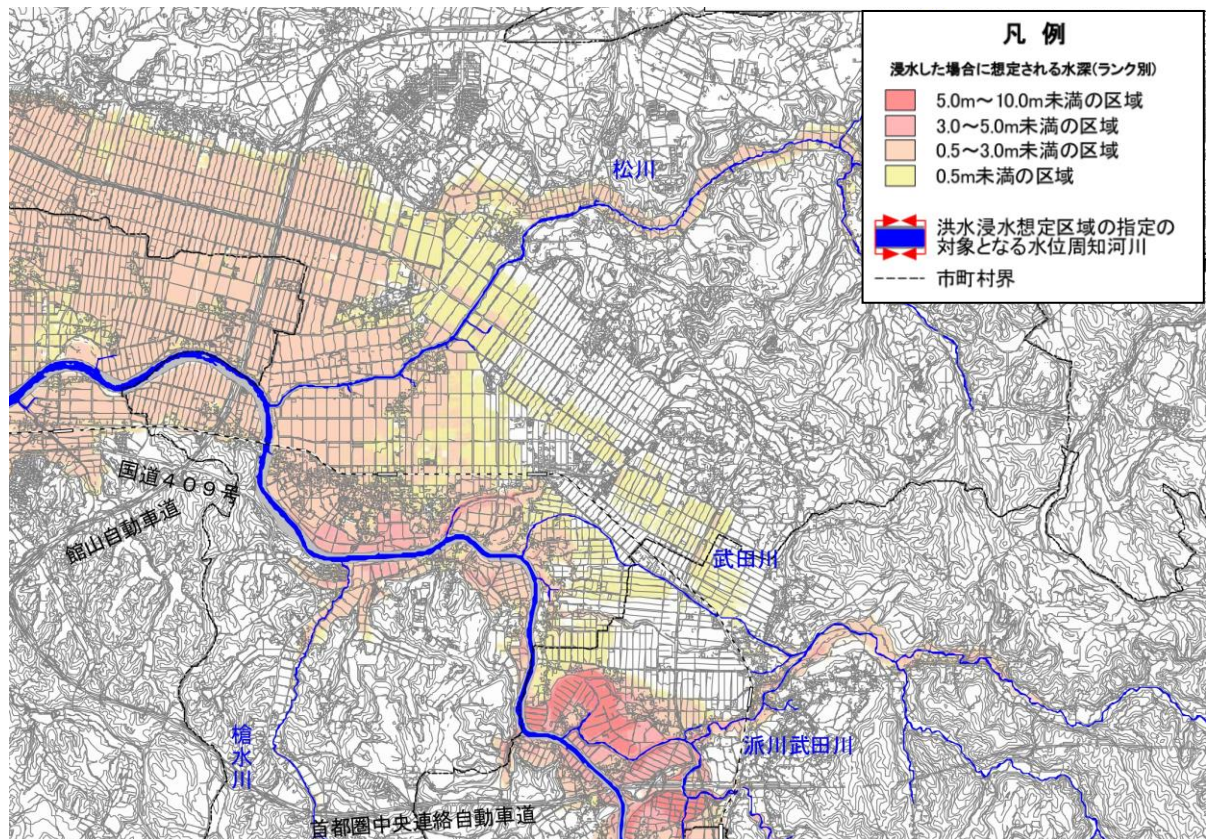
小櫃川浸水想定区域図（想定最大規模）〔1/2〕



24 時間雨量：630.9mm

資料：千葉県HP

小櫃川浸水想定区域図（想定最大規模）〔2/2〕



- (1) この図は、小櫃川水系小櫃川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の小櫃川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により小櫃川及びその支川が氾濫した場合の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) また、この洪水浸水想定区域図は、小櫃川等の氾濫により生じる浸水想定区域と想定される水深等を示した図であるため、隣接する河川の氾濫の影響が考えられる区域では、別途、該当する河川の洪水浸水想定区域図を参照する必要があります。

資料：千葉県HP

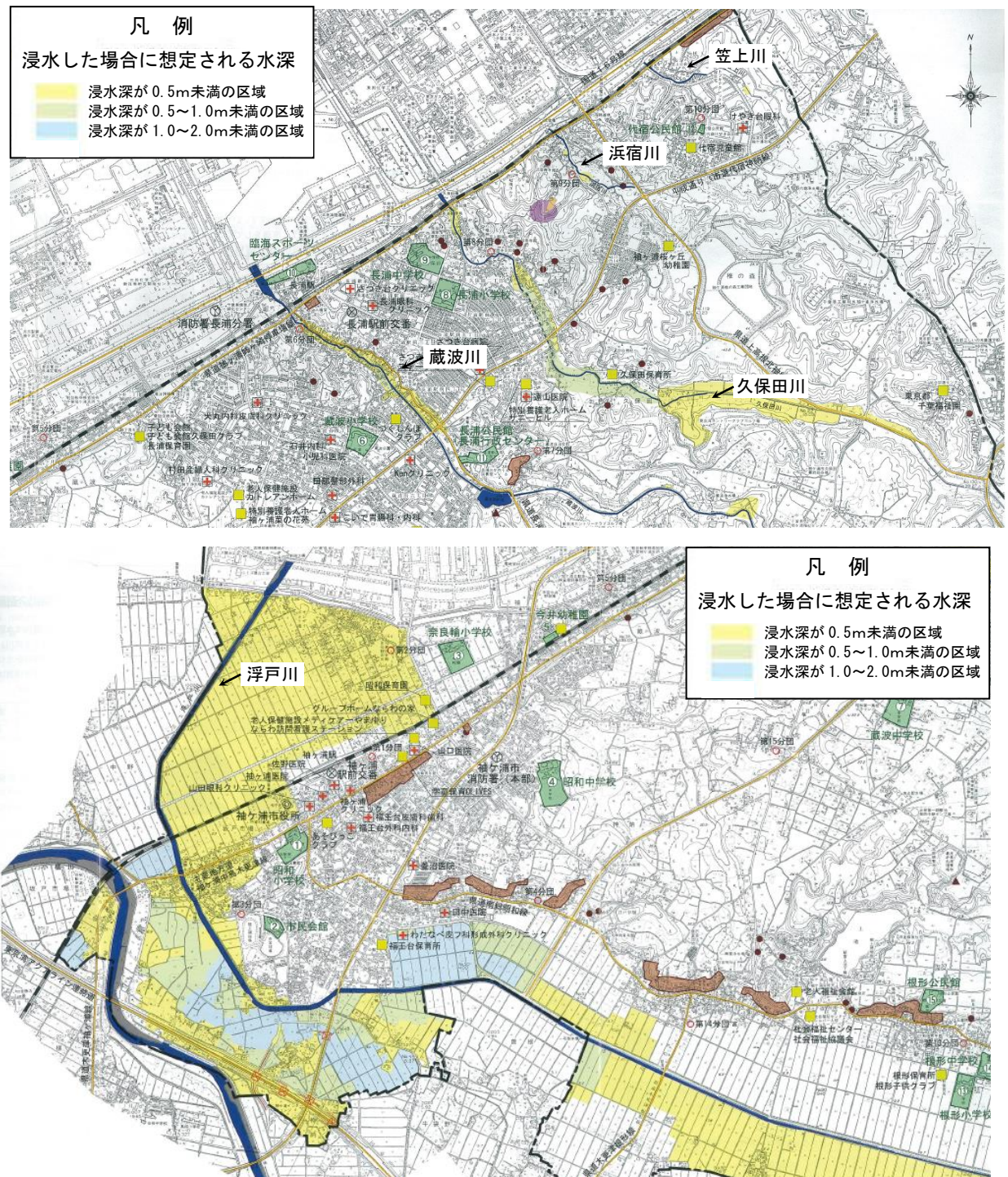
2 その他の河川

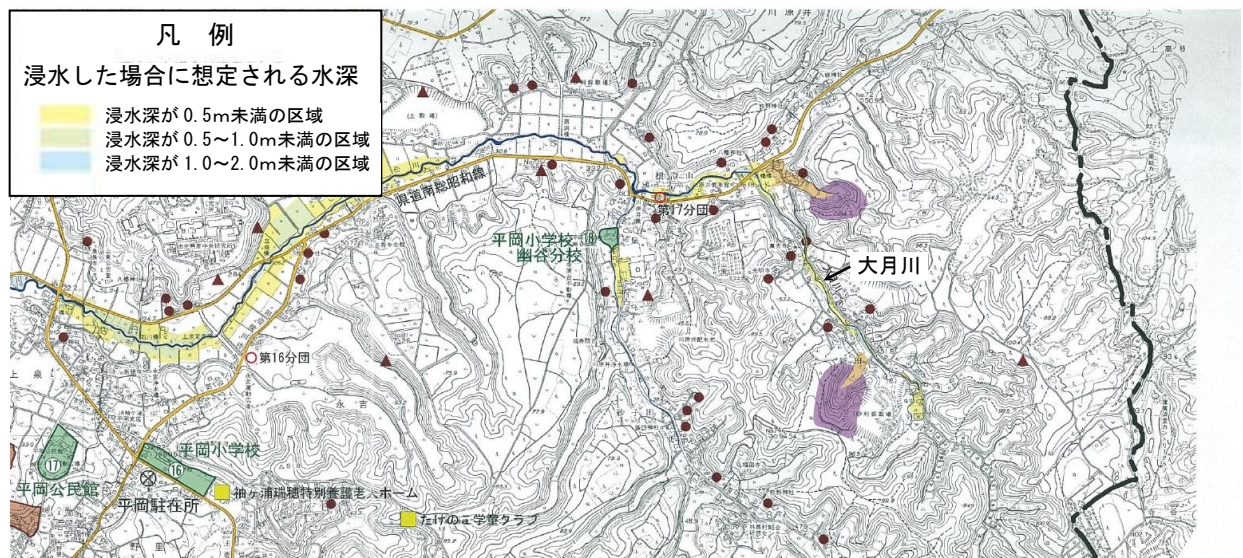
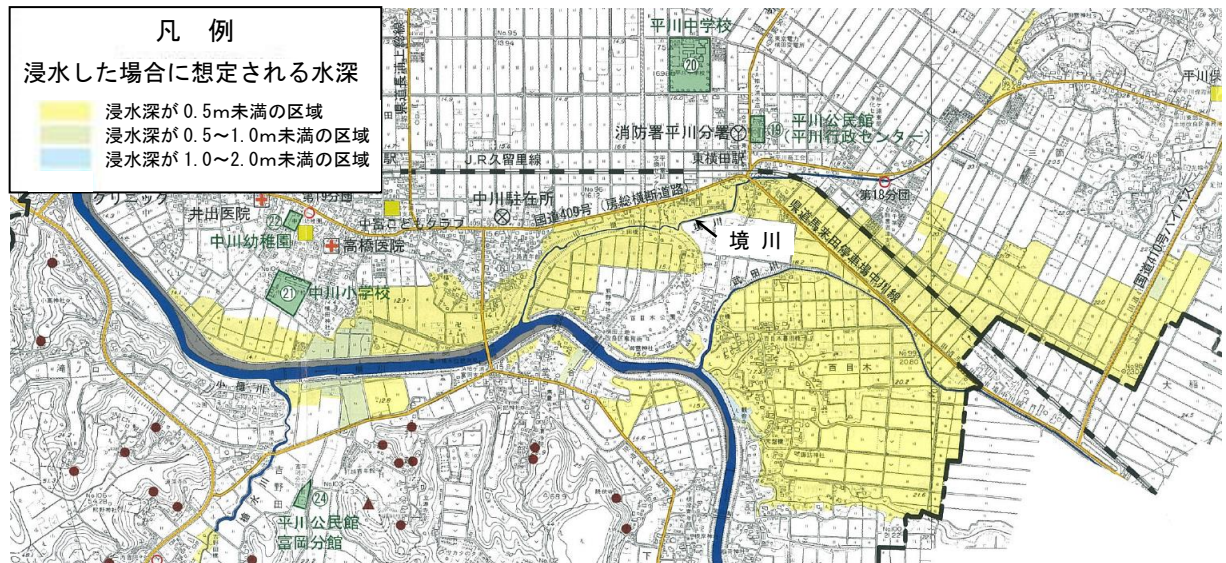
市では、浮戸川、笠上川、浜宿川、久保田川、蔵波川、境川、大月川について、独自に浸水シミュレーションを実施し、その結果を防災マップにまとめている。

これをみると、いずれの河川も浸水深が0.5m未満の区域が存在しており、特に、久保田川上流域、蔵波川下流域、浮戸川流域、境川流域に広くみられる。中でも浮戸川沿いにおいては、浸水面積が広範に及び、浸水深が0.5～1.0m未満の区域や1.0～2.0m未満の区域も点在している。

なお、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定調査を令和3年度に実施している。

その他の河川の浸水想定区域図





- (1) 浸水想定区域と浸水深は、現在の河川の整備状況をもとにシミュレーションにより算定した結果で、浸水想定区域を一定の大きさのメッシュで区切り、メッシュ毎の浸水の深さの最大値で着色している（浸水深は3段階に区分して色分け）。
- (2) 大雨の規模は、概ね10年に1度程度（1時間雨量52.5mm）を想定している。
- (3) シミュレーションによる算定結果であり、実際の雨の降り方や周辺の状況によって、浸水する区域や深さがマップと異なる場合がある。

資料：袖ヶ浦市洪水防災マップ（平成18年度作成）

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第3編 風水害等編＞

第2章 災害予防計画

（令和3年度改訂）

風水害等編

目 次

第2章	災害予防計画	1
第1節	防災活動の啓発 《総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会》	2
1	防災知識の普及	2
2	教育訓練	5
3	調査研究	5
第2節	防災体制の整備 《総務部、福祉部、消防本部》	7
第3節	防災都市づくり 《都市建設部》	8
1	都市計画の推進	8
2	水害の予防	9
3	高潮の予防	13
4	建築物の不燃化	14
第4節	土砂災害の防止 《都市建設部、環境経済部、総務部》	15
1	危険箇所の調査把握等	15
2	土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備	15
3	土砂災害防止対策の推進	19
4	宅地災害予防	20
第5節	風害予防対策 《総務部》	21
1	台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	21
第6節	雪害予防対策 《都市建設部》	23
1	道路雪害予防対策	23
第7節	安全避難の環境整備 《総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署》	24
第8節	備蓄体制の整備 《総務部》	25
1	食糧・生活必需物資等の供給体制の整備	25
2	備蓄倉庫等の整備	25
3	水防用資機材の整備	25
第9節	緊急輸送の環境整備 《総務部、都市建設部》	26
第10節	火災予防対策 《消防本部、消防団》	27
1	出火防止・初期消火	27
2	消防力の強化	28
3	消防水利の整備	28
第11節	救援・救護体制の整備 《市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団》	29
第12節	要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部》	30

第 13 節 帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》	31
1 一斉帰宅の抑制	31
2 情報連絡体制の整備	31
3 帰宅困難者等への情報提供	31
4 大規模集客施設や駅等における利用者保護	32
5 一時滞在施設の確保	32

第2章 災害予防計画

節	項目	担当部班等
1	防災活動の啓発	総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会
2	防災体制の整備	総務部、福祉部、消防本部
3	防災都市づくり	都市建設部
4	土砂災害の防止	都市建設部、環境経済部、総務部
5	風害予防対策	総務部
6	雪害予防対策	都市建設部
7	安全避難の環境整備	総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署
8	備蓄体制の整備	総務部
9	緊急輸送の環境整備	総務部、都市建設部
10	火災予防対策	消防本部、消防団
11	救援・救護体制の整備	市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団
12	要配慮者の安全確保	企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部
13	帰宅困難者等対策	企画政策部、総務部、教育委員会

第1節 防災活動の啓発 ≪総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会≫

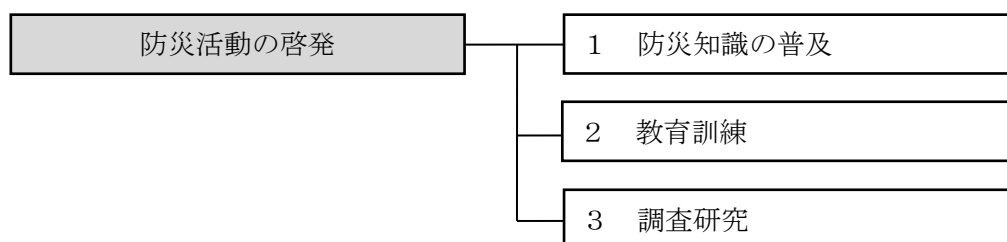
災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、平常時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため市は、千葉県や防災関係機関と連携し、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前等の時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

【体系】



1 防災知識の普及

(1) 防災教育

① 市民に対する防災知識の普及

ア 市では、災害への日頃の備えや災害時の具体的な行動等をまとめた「防災総合ガイドブック」（平成29年1月発行）を作成しており、本ガイドブックの周知と活用推進により、市民等の防災意識の向上を図る。

イ 自主防災組織や区等自治会における防災活動を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

ウ 市民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供を行う。

エ 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

オ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

カ 洪水、土砂災害、ため池決壊等によるリスク情報を一元的に把握可能なサイト（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の各種災害リスク情報を重ねて表示できるサイト）を構築し、マルチハザードのリスク認識を促す。

② 児童生徒に対する教育

ア 児童生徒に対する防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、共助の活動に関する知識を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

イ 幼少期からの防災教育は特に有効であることから、児童生徒が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、市は、千葉県、防災関係機関と連携し、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

① 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

災害時の心得として周知すべきこと

- (ア) 避難情報の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (エ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 被災世帯の心得ておくべき事項

- (カ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

千葉県による洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の公表結果をもとに、市は、ハザードマップを更新する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 河川・気象情報の提供の充実

河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供するものとする。

また、水防活動や避難行動の参考情報として、市内の雨量や河川水位情報等の収集、広報に努める。

② 実施方法

ア 広報そでがうら等の印刷物の利用

洪水防災マップや出前講座等により、防災に関する啓発を図るとともに、「広報そでがうら」や市のホームページに防災に関する記事等を掲載し、市民の防災知識の普及に努める。

イ 報道機関並びに協力団体との協力

防災知識の普及啓発を図るため、報道機関並びに協力団体に対して協力を依頼するとともに、市の災害対策について必要な情報記事の提供に努める。

ウ 映画の活用、展覧会等の開催

市民等を対象として防災に関する映画会の開催、防災展覧会の開催等を行い、市民の防災知識の普及向上を図る。

エ 学校教育

児童生徒の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

(3) 過去の災害教訓の伝承

- ① 市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- ② 市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

2 教育訓練

災害応急対策を円滑に実施するための防災に関する訓練は、本計画に定めるところによるものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めるものとする。

(1) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大規模な洪水等を予測して水防管理団体が連合し、又は千葉県が近県と連合する等関係団体が合同して実施するものとする。

① 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施する。

② 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

③ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡を取り、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市は、消防に関する計画に基づき、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、市が実施するものとする。

(3) 避難・救助訓練

市、その他の関係機関は、計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも検討する。

(4) その他の訓練

非常参集訓練、通信連絡訓練等を定期的実施する。また、国、千葉県その他関係機関が実施する訓練に積極的に協力参加し、相互の連絡を密にする。

3 調査研究

(1) 関係機関との情報交換

市は、国、都道府県、政令指定都市、その他区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

(2) 図書・資料等の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他の防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(3) 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる重要な施設については、耐震診断等の専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展にあわせて、随時防災アセスメント等を実施して、総合的な防災特性の把握に努める。

第2節 防災体制の整備 ≪総務部、福祉部、消防本部≫

大規模な災害発生時における迅速な初動体制を構築するため、平常時から防災組織・体制の整備や情報連絡体制を構築しておく。

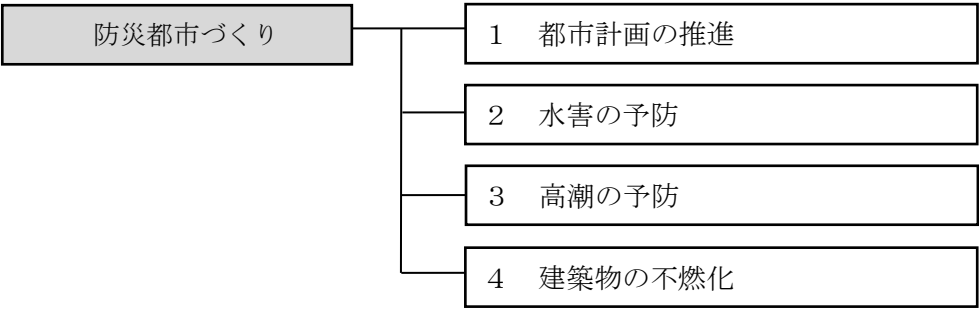
また、市は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしい時は行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）にのっとり迅速に災害対応が出来るよう取り組む。

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第2節 防災体制の整備に準ずる。

第3節 防災都市づくり 《都市建設部》

風水害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。
そのためには、河川の整備や雨水排水対策、高潮対策、建築物の不燃化等を推進する。
また、要配慮者の視点を踏まえながら防災都市づくりを推進する。

【 体系 】



1 都市計画の推進

風水害対策の基本的な方策は、市を風水害に強い都市構造に構築することである。
市としては、計画的に都市計画事業の推進を図り、かつ修復型・改良型の手法による整備をすることにより、防災都市づくりに努める。

(1) 地域地区制度の活用

市の全域が都市計画区域となっており、そのうち約 23%に当たる市域が市街化区域に指定されている。災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことである。それには秩序ある土地利用計画が基本である。
そこで、都市計画法に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を分析・解析するとともに、用途地域等の地域地区の見直しを必要により行う。

都市計画関係面積等

(令和3年4月1日現在)

都市計画区域	9,493ha	都市計画道路	44.79 km
市街化区域	2,199ha	都市公園	75 箇所
市街化調整区域	7,294ha	都市緑地（緩衝緑地含む）	116 箇所

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

地域地区別等面積

(令和3年4月1日現在、単位：ha)

第一種低層住居専用地域	484	工業専用地域	1,184
第一種中高層住居専用地域	64	第一種高度地区	140
第二種中高層住居専用地域	6	第二種高度地区	198
第一種住居地域	213	防火地域	12.2
第二種住居地域	55	準防火地域	17
近隣商業地域	21	生産緑地地区	8.03
商業地域	21	地区計画区域	213.8
準工業地域	100		
工業地域	52		

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

2 水害の予防

(1) 河川の整備

市内には、二級河川が5河川、準用河川が6河川あり、二級河川については県が管理し、逐次改修を行っている。

また、市が管理する準用河川については、これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展等に起因する水害の発生が全国的に発生しており、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまうことや、主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設的能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要となっている。

このため、市では、更に河川の治水・安全性を高めるため、今後も調整池等も含めた河川整備を促進するとともに、二級河川については、千葉県に引き続き整備を図っていくよう要請する。

二級河川の概要

(令和3年4月現在)

水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	備 考
小櫃川	小櫃川	77,027	273.20	水位周知河川
	松川	7,200	25.60	水位周知河川以外の河川
	鎗水川	2,800	2.84	〃
	武田川	5,200	16.70	〃
浮戸川	浮戸川	9,700	25.00	〃

準用河川の概要

(令和3年4月現在)

水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (ha)	備 考
小櫃川	大月川	2,000	463	水位周知河川以外の河川
小櫃川	境川	1,550	728	〃
蔵波川	蔵波川	4,300	582	〃
久保田川	久保田川	4,870	711	〃
浜宿川	浜宿川 (支川含む)	1,105	227	〃
笠上川	笠上川	1,135	76	〃

砂防指定地域の概要

(令和2年7月現在)

水系名	溪流名	延長 (km)	面積 (km ²)
小櫃川	松川	1.6	30.94

(2) 浸水想定区域の調査及び周知

① 浸水想定区域の調査

市は、河川周辺区域での外水及び内水氾濫や海岸近くにおける高潮の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、洪水防災マップの見直し等に活用するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

② 浸水想定区域等の周知

千葉県において、令和2年5月に小櫃川水系小櫃川、松川、檜水川、武田川の想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域が公表されている。市では、令和3年度にその他の河川の浸水情報を調査し、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水による浸水想定区域の調査を進めている。今後、水害の危険性を正しく認識してもらうために、調査結果を踏まえたハザードマップを作成し市民に対し浸水予想区域に基づく避難路の確認や指定避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

③ 浸水想定区域内の事業所等（要配慮者利用施設又は大規模工場等）対策

ア 本計画において定める事項

市は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等が立地する場合で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法等を本計画に定めるものとする。

イ 要配慮者利用施設における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法に基づき避難確保計画を作成するとともに、

計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した計画について市長に報告するものとする。市長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の水害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、水防法第15条の2に基づきその旨を公表することができる。

ウ 大規模工場等における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、水防法に基づき浸水防止計画を作成するとともに、計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

浸水想定区域内の事業所等（要配慮者利用施設、大規模工場等）における規定

事業所等	要配慮者利用施設	大規模工場等※
措置の義務付け	義務 (市長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市への報告

※ 大規模工場その他の施設であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

- ④ 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

※洪水予報河川

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川をいう。国土交通省又は都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。

(3) 雨水排水対策

宅地開発による雨水の流出量の増加に対処するため、「袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱」及び「袖ヶ浦市宅地開発事業に伴う雨水排水基準」に基づき、排水施設の整備のほか、調整池、貯留浸透施設等の設置について千葉県と連携して対策を推進する。

(4) 避難準備措置の確立

① 避難情報の発令基準の設定

ア 避難情報の発令基準

市は、水害等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川・水位周知河

川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

イ 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす水害等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。千葉県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

② 避難情報の発令

ア 避難情報の発令

市長は、豪雨等により河川の水位が上昇し、溢水あるいは破堤により水害発生危険性が高まった場合には、速やかに避難情報を発令し、市民の生命又は身体を災害から保護する。

イ 千葉県や国への助言の求め

市長は、避難情報の発令に際して、気象情報や河川、海岸の水位情報等を活用し、空振りをおそれず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を千葉県や国に対して求めるものとする。

ウ 避難情報の伝達文

避難情報を発令する際には、市民がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害がどの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を定めておくものとする。

なお、伝達にあたっては、避難情報に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動を具体的に分かりやすく伝えるなど、市民の早期避難に結び付く対策を講じておくものとする。

※資料編 資料 4-5 災害に関する広報文例

3 高潮の予防

海岸の大部分は、工業用地としての埋立により直接高潮、津波による住家への危険は少ないものと思われるが、昭和31年の海岸法制定以来海岸保全区域の指定を受け防潮対策が国によって行われている。今後も逐次改修工事を行うよう要請するものとする。

国土交通省所管海岸保全区域

(令和3年3月現在)

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長 (m)
東京湾	袖ヶ浦	奈良輪	501

(1) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

① 災害予防計画目標

ア 火力発電設備	A. P+4.0m (T. P+2.87m)
イ 送電設備	A. P+4.7m (T. P+3.57m)
ウ 変電設備	A. P+4.7m (T. P+3.57m)
エ 配電設備	A. P+4.0m (T. P+2.87m)

※A. P : 荒川工事基準面、T. P : 東京湾平均海面

② 防災施設の現況

ア 火力発電設備 護岸の築造

(ア) 袖ヶ浦火力発電所	A. P+5.0m (T. P+3.87m)	(護岸)
(イ) 袖ヶ浦火力発電所隣接地区	A. P+3.6m (T. P+2.47m)	(護岸)
	A. P+4.6m (T. P+2.87m)	(護岸)

イ 送電設備

最高潮位 A. P+5.0m (T. P+3.87m) を目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

ウ 配電設備

A. P+4.0m (T. P+2.87m) 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

③ 防災事業計画

ア 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に達し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、発電所本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については防潮堤の築造をも考慮する。

イ 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

ウ 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむを得ない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

エ 配電設備

A. P+4.0m (T. P+2.87m) 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

オ 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

4 建築物の不燃化

市では、防火・準防火地域の建築物の規制等により被害発生防止に努めているが、火災の防止という点では十分といえない状況にある。

このため、市街地における延焼防止対策及び市有施設の不燃化に関しての施策を推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、用途地域との整合を図るとともに、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

このうち防火地域は、集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の集合する地域」、「避難路及び避難地周辺地区」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域において、指定の要件が整ったところから行うものとする。

防火・準防火地域指定状況

(令和2年3月31日現在)

	防火地域	準防火地域
袖ヶ浦市	12.2ha	17ha

(2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行っており、また、同法第23条には外壁の延焼防止の構造内容が規定されているため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置について指導する。

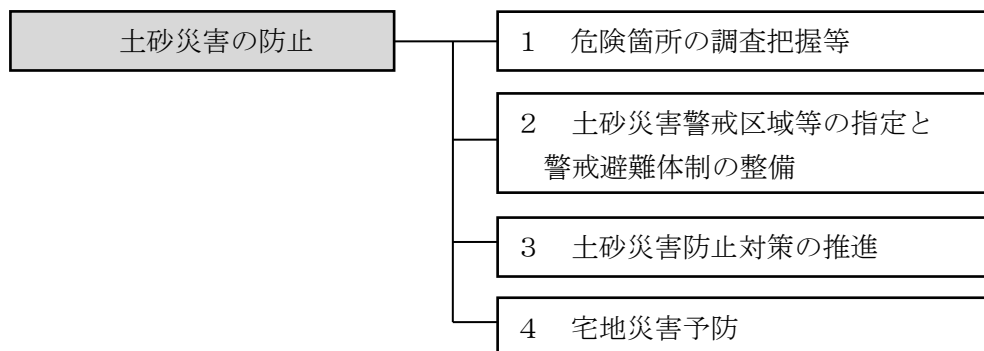
(3) 市営住宅の耐火構造化

市が建設する市営住宅は、現在は簡易耐火構造であるが、今後は耐火構造とする。

第4節 土砂災害の防止 ‹都市建設部、環境経済部、総務部›

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の状況を把握し、警戒避難体制の整備等を図る。

【 体系 】



1 危険箇所の調査把握等

(1) 危険箇所の調査把握

市は、大雨等により土砂災害の発生のおそれのある箇所について、危険箇所や施設等の状況を把握するため、千葉県及び関係機関との土砂災害合同点検等により状況の把握に努める。

(2) 危険箇所の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、自治会への回覧、ホームページにより周辺住民に対し、周知に努める。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

千葉県及び市は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定手続を推進する。

市は、土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の周知を図るとともに、「がけ地崩壊対策事業補助金交付制度」及び「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」に基づき対策工事、移転対策を推進する。

※資料編 資料1-8 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

千葉県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂

災害特別警戒区域」として指定する。区域の概要は、次のとおりである。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	・土砂災害のおそれのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） ・住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

(2) 指定状況

市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は次のとおりである。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

(令和3年4月1日現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
指定箇所数	178	6	0	184	174	5	0	179

資料：千葉県河川環境課

(3) 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

① 土砂災害に関する情報の収集

千葉県及び市は、平常時から土砂災害警戒区域等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測される時は、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

② 警戒体制の整備

ア 市及び千葉県は、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測される時は、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候についての的確に把握す

るものとする。

イ 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 災害時における指揮命令伝達体制、職員の動員配備体制及び雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の情報収集伝達体制等の点検整備を図るものとする。

エ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

③ 避難体制の確立

ア 避難情報の発令

市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間の把握に努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて銚子地方気象台、千葉県等に助言を求めるものとし、千葉県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平常時から、銚子地方気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

イ 局地的豪雨等における避難指示等

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開錠・開放していることが望ましいが、避難のための猶予時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

ウ 要配慮者利用施設の避難確保

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

エ 具体的な避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市内をいくつかの区域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込

んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

オ 土砂災害危険箇所等における避難体制

土砂災害危険箇所周辺地域等では、区等自治会などの単位で同一の避難行動をとることを原則とするとともに、警戒、避難救護の方法等を明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。

カ ハザードマップ等による市民への周知

市は、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の整備及び避難誘導方法等を定めるとともに、これらの情報を網羅したハザードマップの作成や広報紙等により市民に対して周知を図る。

(4) 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策

① 本計画において定める事項

市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）が立地する場合、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については避難指示の伝達方法を本計画に定めるものとする。

② 避難確保計画の作成

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法に基づき避難確保計画を作成するとともに、作成した計画について市長に報告するものとする。

ただし、市長は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該計画を作成していない場合において、利用者の土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、土砂災害防止法第8条の2に基づきその旨を公表することができる。

③ 防災訓練の実施等

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

④ 避難情報の伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難情報の周知を図る。

(5) 土砂災害警戒情報等の発表及び情報伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険性が非常に高まったときに、市長が避難情報の災害応急対策を適時適切に行えるよう、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

① 発表対象及び単位

発表対象は、土砂災害の危険性が認められない浦安市、九十九里町、長生村、白子町を除く 50 市町村が発表の対象となり、発表単位は市町毎とする。

② 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、市民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね 2 時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

③ 土砂災害時における防災情報伝達のあり方の検討

市は、土砂災害警戒情報等を市民に確実に伝達し避難を促すために、エリアを限定した積極的な情報伝達を行うなど、確実性・実効性を高めるための情報伝達のあり方について検討を行う。

(6) 土砂災害に対する防災訓練の実施

市は、土砂災害発生のおそれが高まったときに、市民が土砂災害のおそれのある区域を認識し、躊躇なく避難行動を起こせるよう、土砂災害警戒区域等が示されたハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した防災訓練の実施を推進する。

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 急傾斜地崩壊対策

① 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定基準

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

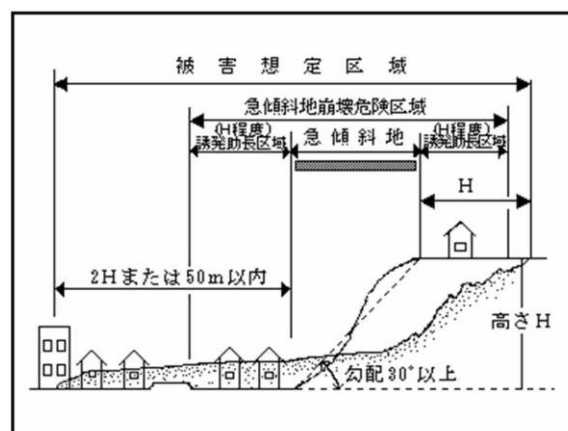
千葉県は、市町村と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の(ア)～(ウ)の全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
 (イ) 急傾斜地の高さが 5 m 以上のがけ
 (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



ウ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

令和 3 年 4 月 1 日現在で 17 箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている

る。

※資料編 資料 5-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

エ 行為の制限

千葉県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

オ 防止工事の実施

千葉県及び市は、新たに急傾斜地崩壊危険区域が指定された場合において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものについて、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(2) 山地災害の防止

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

千葉県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施している。

現在、市では山地災害危険地区のうち、雨や地震等の影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある山腹崩壊危険地区が 39 箇所あるが、緊急度が高く、かつ地域住民の協力が得られたものから、治山事業による崩壊防止工事の実施を千葉県に要請していくものとする。

※資料編 資料 5-4 山腹崩壊危険地区一覧

4 宅地災害予防

(1) 安全な宅地の確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、市は、都市計画法に基づく開発許可制度や法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する事業であり、市は、危険住宅の移転の促進に努める。

※資料編 資料 1-8 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

第5節 風害予防対策 <総務部>

台風や、冬の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

【 体系 】

風害予防対策

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、次について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次の表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発

気象情報	内容
	生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風・竜巻等による風害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

② 発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

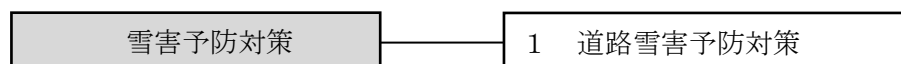
③ 発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第6節 雪害予防対策 《都市建設部》

市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれることを鑑み、道路凍結を防止又は軽減するための対策を行う。

【 体系 】



1 道路雪害予防対策

(1) 事前対策

道路雪害予防対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ① 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- ② 関係業者との連絡系統の確立
- ③ 路面凍結防止剤の備蓄
- ④ 関係業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- ⑤ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- ⑥ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は、次の各号により実施するものとする。

① 除雪作業

市の機材やトラック類等を使用するとともに、関係業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

② 路面凍結の防止

路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

③ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

第7節 安全避難の環境整備 ≪総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署≫

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第4節 安全避難の環境整備に準ずる。

第8節 備蓄体制の整備 <<総務部>>

災害応急対策においては、水害や土砂災害等により住宅を失った市民のための災害救助用食糧や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意しなければならない。

しかし災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資はあらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要がある。

【 体系 】



1 食糧・生活必需物資等の供給体制の整備

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第5節 備蓄体制の整備－1 食糧・生活必需物資等の供給体制の整備に準ずる。

2 備蓄倉庫等の整備

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第5節 備蓄体制の整備－2 備蓄倉庫等の整備に準ずる。

3 水防用資機材の整備

(1) 現況

水防倉庫の整備状況は、次の資料編に示すとおりである。

※資料編 7-6 水防倉庫及び水防用資機材一覧

(2) 整備目標

市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材について、あらかじめ必要な量を想定し、準備しておくものとする。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

第9節 緊急輸送の環境整備 <総務部、都市建設部>

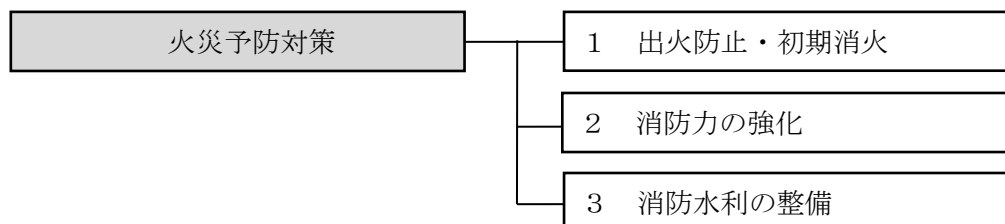
地震・津波編－第2章 災害予防計画－第6節 緊急輸送の環境整備に準ずる。

第10節 火災予防対策 ≪消防本部、消防団≫

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章 第1節「大規模火災対策」に、林野火災を想定した対策については、同第2節「林野火災対策」によるものとする。

【 体系 】



1 出火防止・初期消火

(1) 出火防止

① 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、区等自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、火災時には、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の消火の心得の普及及び徹底を図る。

また、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

さらに、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

一般家庭に対する火災予防指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、火を使用する器具周辺に可燃物をおかないこと、避難前に元栓を閉める等の指導を行う。

イ 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 消火器、住宅用火災警報器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防週間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

特に、寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者、身体障がい者（児）等要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

② 職場に対する指導

職場に対する火災予防指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- カ 百貨店、旅館、雑居ビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・事業所等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 消防力の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等の風水害等が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により消防計画の充実及び消防力の強化に努める。

(1) 消防力の強化

地震・津波編―第2章 災害予防計画―第7節 火災予防対策―2 消防力の強化―

(2) 消防力の強化に準ずる。

3 消防水利の整備

地震・津波編―第2章 災害予防計画―第7節 火災予防対策―3 消防水利の整備に準ずる。

第11節 救援・救護体制の整備 《市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団》

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第9節 救援・救護体制の整備に準ずる。

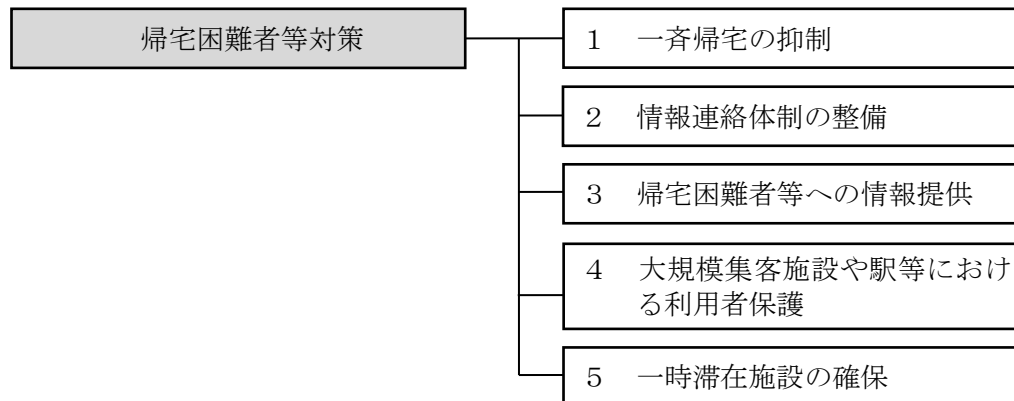
第12節 要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部》

地震・津波編－第2章 災害予防計画－第10節 要配慮者の安全確保に準ずる。

第13節 帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》

帰宅困難者等対策については、風水害の場合は、地震・津波発生時に比して、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

【 体系 】



1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。

また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を活用するなど、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報について、防災行政無線や広報車、生活安全メール、SNS、ホームページ等を活用して主体的に提供していく。

4 大規模集客施設や駅等における利用者保護

(1) 利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(2) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、災害発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

5 一時滞在施設の確保

市は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受入れるための一時滞在施設を確保する。

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第3編 風水害等編＞

第3章 災害応急対策計画

（令和3年度改訂）

風水害等編

目 次

第3章	災害応急対策計画	1
第1節	応急活動体制 《各部班》	3
1	活動体制	3
2	配備の体制	4
3	災害対策本部	7
4	職員の動員・配置	9
第2節	情報の収集・伝達 《各部班》	11
1	情報連絡体制（各部班）	11
2	気象情報等の種類	12
3	気象注意報・警報の基準	20
4	異常現象の通報（防災安全班）	25
5	被害状況の収集・伝達（各部班）	26
第3節	災害時の広報 《秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団》	32
第4節	応援の要請 《秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団》	33
第5節	災害救助法の適用 《地域福祉班》	34
第6節	水防《防災安全班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団》	35
1	水防組織	35
2	重要水防箇所	35
3	水防警報	36
4	水位・潮位等の観測	41
5	ダム・水門等の操作	42
6	水防活動	45
7	水防報告等	49
第7節	消防・救助救急活動等 《消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部》	50
第8節	警備・交通対策《防災安全班、消防部、警察署、道路管理者》	51
1	災害時の警備（警察署）	51
2	交通対策計画（防災安全班、消防部、道路管理者、警察署）	53
3	情報の収集及び提供（防災安全班）	55
4	道路啓開（道路管理者）	55
第9節	避難対策 《防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者》	57

1 避難情報の発令（防災安全班、消防部、警察署）	57
2 避難の誘導等（防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署）	62
3 避難路及び指定緊急避難場所の安全確保（消防部、消防団、警察署）	63
4 指定避難所の開設（防災安全班、医療班、保育幼稚園班、高齢者支援、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）	63
5 指定避難所の運営（医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）	63
6 安否情報の提供（秘書広報班、防災安全班）	63
第 10 節 要配慮者等の安全確保対策 《総務部、市民子育て部、福祉部、消防部》	64
第 11 節 帰宅困難者対策 《企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班》	65
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（秘書広報班、防災安全班）	65
2 企業、学校など関係機関における施設内待機（商工観光班、学校教育班）	65
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	65
4 帰宅困難者等の把握と情報提供（企画政策班、秘書広報班）	65
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（企画政策班、保育幼稚園班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）	66
第 12 節 応急医療救護 《医療班、消防部》	67
第 13 節 緊急輸送対策 《企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署》	68
第 14 節 生活関連施設の応急対策 《土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者》	69
1 ライフライン施設（下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団）	69
2 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））	74
3 道路・橋りょう（土木管理班、土木建設班）	76
4 がけ地・擁壁（土木管理班、土木建設班）	76
5 河川管理施設（土木管理班、土木建設班）	76
6 その他の公共施設（施設管理者）	76
第 15 節 生活救援対策 《秘書広報班、調査 1 班、調査 2 班、総務班、防災安全班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団》	77
1 飲料水・生活用水の供給（かずさ水道広域連合企業団）	77
2 食糧の供給（商工観光班、給食班）	77
3 生活必需物資の供給（農林振興班、商工観光班）	77
4 燃料の調達（防災安全班）	77
5 被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施（都市整備班）	78
6 住宅の応急対策（総務班、地域福祉班、調査 1 班、調査 2 班、都市整備班）	78

第 16 節	防疫・保健等 《市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、 君津健康福祉センター》.....	79
第 17 節	清掃 《環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、 消防部、消防団》.....	80
第 18 節	応急教育・文化財の保護 《保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、 生涯学習班、給食班》.....	81
第 19 節	ボランティアの協力等 《市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班》.....	82

第3章 災害応急対策計画

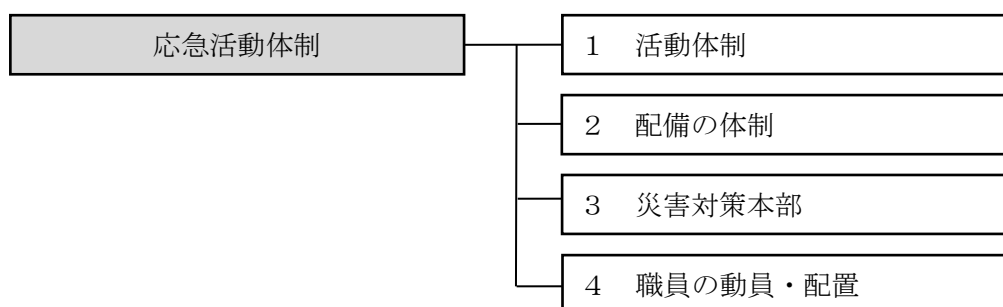
節	項目	担当部班等
1	応急活動体制	各部班
2	情報の収集・伝達	各部班
3	災害時の広報	秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団
4	応援の要請	秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団
5	災害救助法の適用	地域福祉班
6	水防	防災安全班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団
7	消防・救助救急活動等	消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部
8	警備・交通対策	防災安全班、消防部、警察署、道路管理者
9	避難対策	防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者
10	要配慮者等の安全確保対策	総務部、市民子育て部、福祉部、消防部
11	帰宅困難者対策	企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班
12	応急医療救護	医療班、消防部
13	緊急輸送対策	企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署
14	生活関連施設の応急対策	土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者
15	生活救援対策	秘書広報班、調査1班、調査2班、総務班、防災安全班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団
16	防疫・保健等	市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防

節	項目	担当部班等
		部、消防団、君津健康福祉センター
17	清掃	環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団
18	応急教育・文化財の保護	保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、給食班
19	ボランティアの協力等	市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班

第1節 応急活動体制 <<各部班>>

市は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、千葉県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

【 体系 】



1 活動体制

(1) 活動体制の区分

災害の規模あるいは災害の状況により、本部設置前の活動体制と本部設置後の活動体制の2段階の体制で、災害対策を講ずる。

なお、災害発生前でも災害の発生が予見される場合は、適切な体制で災害の予防に努める。

活動体制の区分

体制	配備	配備の基準（目安）	活動の内容
災害対策本部設置前の体制	情報収集体制	早期警戒情報で大雨、暴風の警報級の可能性「中」以上が発表され、必要と認めたとき。	情報収集体制の体制表 参照
	警戒配備	次のいずれかに該当し、必要と認めたとき。 ① 大雨警報 ② 高潮警報 ③ 洪水警報 ④ 暴風警報	警戒配備の体制表 参照
災害対策本部設置後の体制	災害対策本部第1配備	次のいずれかに該当し、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ① 土砂災害警戒情報が発令され、避難指示を発令する必要があるとき。 ② 小櫃川の富川橋観測所ではん濫危険水位6.1mに達する見込みで、避難指示を発令することが見込まれるとき。 ③ 概ね12時間後に災害が発生する恐れがあるとき。 ④ 市民の生命・身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 ⑤ 災害の発生の有無に関わらず、市域の広範	第1配備の体制表 参照

体制	配備	配備の基準（目安）	活動の内容
		囲にわたる災害の発生が見込まれるとき。	
	災害対策本部第2配備	次のいずれかに該当し、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ① 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。 ② 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 ③ 市長が必要と認めたとき。	第2配備体制の表 参照
	災害対策本部第3配備	次のいずれかに該当し、市長（本部長）が必要と認めたとき。 ① 市全域に甚大な災害が発生したとき。 ② その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	第3配備体制の表 参照

※資料編 資料 9-1 気象等観測施設一覧

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(3) 市町村間での応援体制

市は、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

※資料編 資料 2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

2 配備の体制

(1) 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前の体制として、次の配備を行い、災害対策を実施する。

① 情報収集体制

情報収集体制

項 目	内 容
配備の内容	災害関係部課の少数の人員をもって主として情報収集・連絡に当たり、状況により速やかに高次の配備に移行しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	消防本部又は当直者（守衛）が、災害関連情報を収受した場合は、防災安全課長又は防災安全課員に連絡し、総務部長が判断して動員する。
配備人員	防災安全課2名以上及び別に定める「配備区分別職員配置表」から必要な人員を総務部長が配備する。
活動内容	災害に関する情報の収集・整理を行い、災害警戒のための情報連絡を円滑に行う。
警戒配備への移行手順	配備された人員の判断・連絡に基づき、総務部長が警戒配備への移行を決定する。

② 警戒配備

警戒配備の体制

項目	内容
配備の内容	情報収集体制を強化し、局地的災害に備える配備とし、情報の収集・伝達を円滑に実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全課長又は防災安全課員に連絡し、総務部長が判断して動員する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき総務部長が判断して動員する。
配備人員	防災安全課2名及び別に定める「配備区分別職員配置表」から必要な人員を総務部長が配備する。
活動内容	ア 災害関連情報の収集・整理・伝達 イ 災害警戒 ウ 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立
災害対策本部への移行手順	ア 総務部長は、警戒配備職員からの連絡を受けたとき、又は、自ら必要があると認めたときは登庁し、気象・災害等の状況把握に努める。 イ 総務部長は、総合的判断に基づき必要と認められるときは、市長に災害対策本部の設置を申請する。

(2) 災害対策本部設置後の体制

災害対策本部を設置し、次の配備のもとで、災害対策を実施する。

① 第1配備

第1配備の体制

項目	内容
配備の内容	局地的災害に対する救助活動及び情報の収集・伝達を円滑に実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、市長（本部長）が動員を指令する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。
配備人員	別に定める「配備区分別職員配置表」による。
活動内容	ア 局地的災害に対する応急対策活動 イ 広範囲な災害に備える応急活動体制の確立 ウ 警戒宣言に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止
第2配備への	本部長（市長）が本部会議を開催し、決定する。

項目	内容
移行手順	

② 第2配備

第2配備の体制

項目	内容
配備の内容	数地域についての救助・救護活動を行い、また、その他の地域への災害の拡大防止を実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。
配備人員	別に定める「配備区分別職員配置表」による。
活動内容	広範囲な災害に対する応急対策を実施する。
第3配備への移行手順	本部長（市長）が本部会議を開催し、決定する。

③ 第3配備

第3配備の体制

項目	内容
配備の内容	職員全員をもって対処し、直ちに初動活動を開始できる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。
配備人員	職員全員を配備する。
活動内容	初動期には、情報の収集・伝達、救助・救護、避難活動等に当たり、以降は全面的な災害対策を展開する。

3 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置から廃止まで

市長は、下記の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「袖ヶ浦市災害対策本部」を設置する。

① 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

災害対策本部の設置基準

次の条件のいずれかに該当し、本部長（市長）が必要と認めたとき。

【第一配備】

- ア 土砂災害警戒情報が発令され、避難指示を発令する必要があるとき
- イ 小櫃川の富川橋観測所ではん濫危険水位6.1mに達する見込みで、避難指示を発令することが見込まれるとき
- ウ 概ね12時間後に災害が発生するおそれのあるとき。
- エ 市民の生命身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。
- オ 災害発生の有無に関わらず、市域に広範囲にわたる被害が発生すると予測されたとき。

【第二配備】

- ア 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。
- イ 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。

【第三配備】

- ア 市全域に甚大な災害が発生したとき。
- ※第一配備～第三配備の各段階で「その他の状況により市長が必要と認めたとき」は災害対策本部を設置する。

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎内に置く。ただし、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、消防本部庁舎内に本部を移設する。

③ 本部の廃止

本部長（市長）は、災害の発生するおそれがなくなつたと認めたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

④ 本部の設置又は廃止の通知

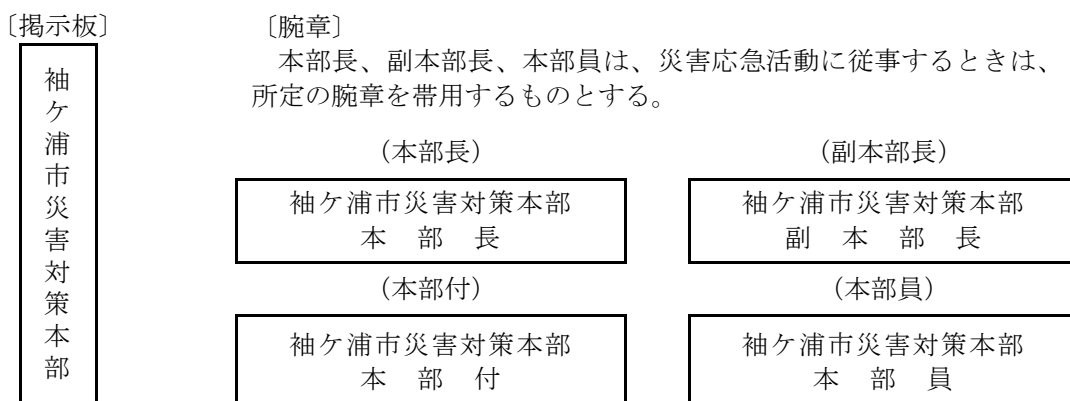
本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちに、次のとおり電話、その他適当な方法により通知する。

報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市 民	秘書広報班長 防災安全班長	市防災行政無線・広報車・報道機関 市ホームページ、電子メール（市生活安全メール、緊急速報メール）等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
知 事 (県危機管理課)	防災安全班長	県防災情報システム・県防災行政無線・FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
君津地域振興事務所長 (地域振興課)		
木更津警察署長 (木更津警察署警備課)		
その他防災関係機関		
隣接市長 (隣接市防災担当課)	防災安全班長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
報道機関	秘書広報班長	FAX・電話・口頭又は文書

⑤ 本部の標識等



(2) 現地災害対策本部

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第1節 応急活動体制－4 災害対策本部－(2) 現地災害対策本部に準ずる。

(3) 災害対策本部の組織

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第1節 応急活動体制－4 災害対策本部－(3) 災害対策本部の組織に準ずる。

(4) 災害対策本部の運営

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第1節 応急活動体制－4 災害対策本部－(4) 災害対策本部の運営に準ずる。

(5) 災害対策本部の事務分掌

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第1節 応急活動体制－4 災害対策本部－(5) 災害対策本部の事務分掌に準ずる。

4 職員の動員・配置

(1) 動員及び参集

① 動員及び参集

ア 災害対策本部設置前

気象注意報・気象警報が発表されたとき、又は災害の状況により、総務部長はその状況に応じた配備を決定し、各部長に伝達して、配備に応じた動員を指令する。また、速やかにその旨を市長へ報告する。

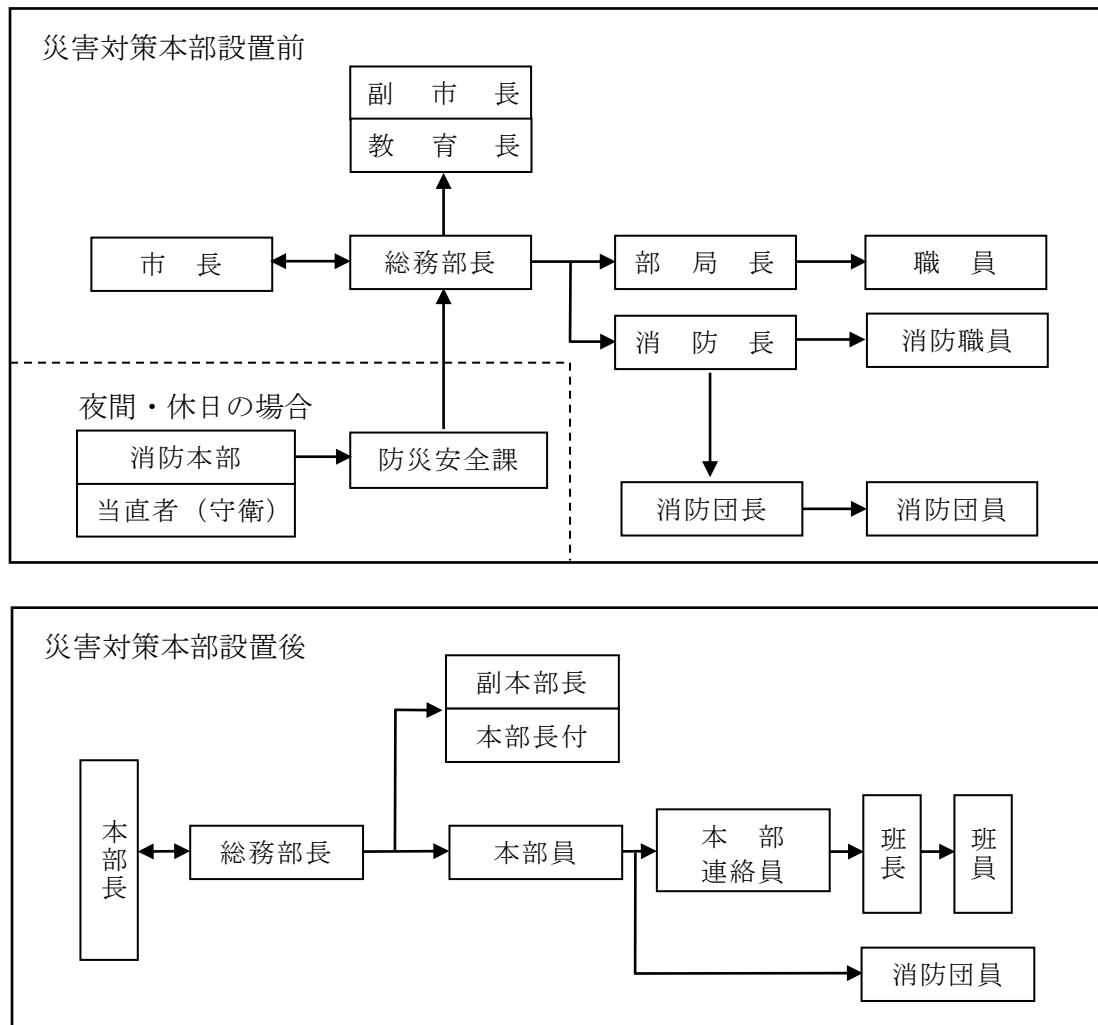
イ 災害対策本部設置後

総務部長は、本部長(市長)の指示により、直ちに各部長(本部員)にその旨を伝達するとともに、配備に応じた職員に動員指令を伝達する。

② 伝達

動員指令の伝達は、庁内放送、市防災行政無線、電話、メール等あらゆる手段をもって行う。

動員指令の伝達系統図



(2) 職員の配備及び報告

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第1節 応急活動体制－5 職員の動員・配置－(2)職員の配備及び報告に準ずる。

(3) 職員の服務

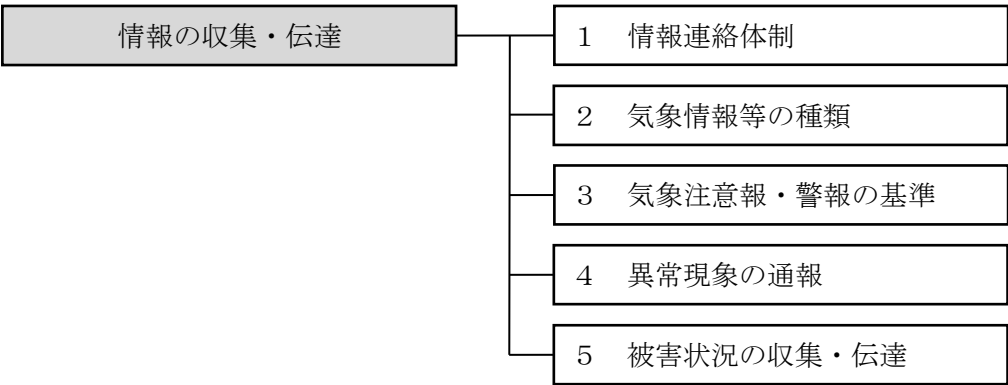
地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第1節 応急活動体制－5 職員の動員・配置－(3)職員の服務に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達 《各部班》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く市民等へ伝達することが必要である。

特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

【 体系 】



1 情報連絡体制（各部班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第2節 情報の収集・伝達－1 情報連絡体制に準ずる。

2 気象情報等の種類

(1) 注意報・警報・特別警報

① 注意報・警報・特別警報の種類

ア 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷(雪)注意報 低温注意報 霜注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市 北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
	高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報	

イ 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市 北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
	高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報	
全般海上警報		気象庁本庁が行う
地方海上警報		関東海域については気象庁本庁が行う

ウ 特別警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気象特別警報	暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雨特別警報 大雪特別警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
	高潮特別警報 波浪特別警報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

② 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い

ア 注意報及び警報の切替、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき、又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報、警報の必要がなくなった場合は、その注意報、警報を解除するものとする。

イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

ウ 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

エ 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報・警報

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）

③ 注意報文及び警報文の作成取扱い

注意報文及び警報文の作成取扱い

標 題

注意報又は警報の種類を示すもので、必要と認めるときはこれに災害の予想される場所を簡明に表現した地域名を付加することができる。

発表年月日、時刻及び発表気象官署名

本 文

本文は原則として次に掲げる事項を内容として努めて簡明に表現する。

- ・ 予想される気象・水象等の原因、現在の状況及び今後の推移
- ・ 予想される気象・水象等の起こる時刻、影響する区域及びその程度
- ・ 概括的な災害発生の注意警告

※同時に二つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した一つの注意報文又は警報文を作成するものとする。

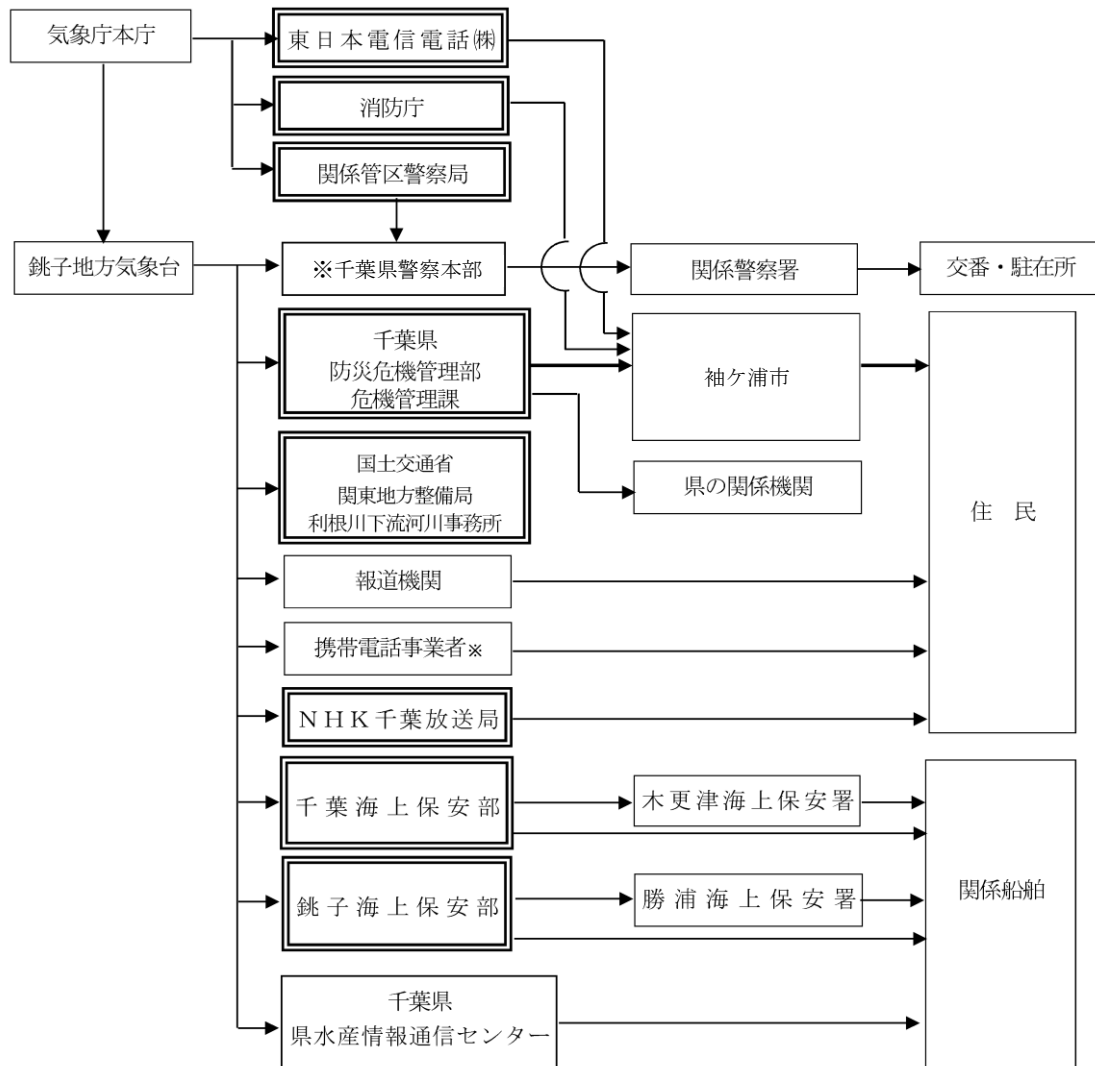
④ 注意報・警報等の伝達系統図

知事に通報された注意報・警報等は、防災安全課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。

市長は、受領した注意報・警報等を本計画の定めるところにより市民に周知を図る。

銚子地方気象台が発表する注意報・警報等の伝達系統図

津波予報伝達系統図



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。



法令（気象業務法等）による通知



行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から市までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T公衆回線等で行う。
- 3 * 気象業務支援センターを経由

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

① 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援することを目的とする。

② 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

③ 発表対象地域

県内の市町村毎に発表される。但し、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

④ 発表基準等

ア 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。

イ 情報の解除

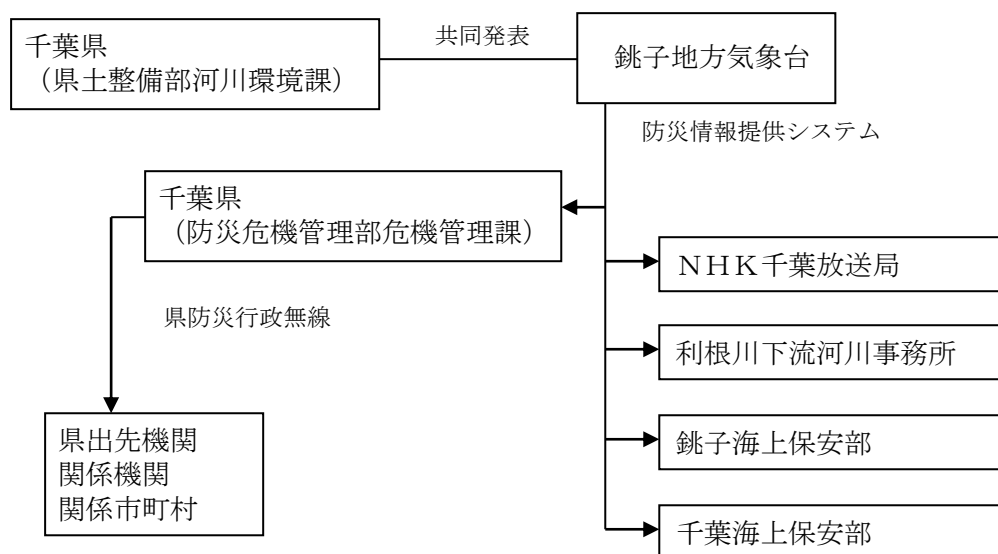
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

ウ 暫定基準

地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

⑤ 伝達体制

土砂災害警戒情報の伝達体制



(3) 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部（館山市・木更津市・勝浦市・鴨川市・君津市・富津市・**袖ヶ浦市**・南房総市・いすみ市・安房郡・夷隅郡）については銚子地方気象台が担当する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

(4) 火災気象通報

この通報は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

火災気象通報の基準

- ① 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。
- ② 平均風速 13m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。
(注) 基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は 15m/s 以上）

(5) 河川情報

小櫃川は、水防法第 13 条の 2 に基づき、「避難判断水位（特別警戒水位）への水位の到達情報を通知及び周知する河川」として千葉県知事が指定している。

知事は、観測所の水位が避難判断水位に達した場合は、関係機関及び市民に情報を周知する。

市は、河川管理者や気象台等から市長に対して直接、河川等の状況や見通し、避難情報の発令のタイミング等について助言を求める仕組み（ホットライン）を構築しておく。

なお、市における水位観測所、避難判断水位（特別警戒水位）等は次のとおりである。

小櫃川 富川橋の避難判断水位

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	はん濫注意 (警戒) 水位 (m)	避難判断 (特別警戒) 水位 (m)	はん濫危険 (計画高水位) 水位 (m)
二級河川 小櫃川	富川橋	阿部 字前畑 100-6	T P +6.655	3.95	4.95	6.10	6.95

※T P…東京湾平均海面

※資料編 資料 9-1 気象等観測施設一覧

3 気象注意報・警報の基準

(1) 注意報・警報の発表区分の細分化

天気予報は、気象庁より、各都道府県をいくつかに分けた一次細分区域単位で発表される。また、警報や注意報は、二次細分区域単位で発表される。

県内の区分は、次のとおりである。

注意報・警報発表の細分区域

一次細分区域	北西部	北東部	南部
二次細分区域	各市町村		
市町村等をまとめた地域	東葛飾、印旛、千葉中央	香取・海匝、山武・長生	君津、夷隅・安房

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合に発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想された場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想された場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想された場合に発表される。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想された場合に発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想された場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって、下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。
	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注 意 報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれ残っている場合には発表が継続される。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
	波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
注 意 報	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

(3) 警報等の基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

参考) 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(令和3年3月25日現在)

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県 予報区	一次細分 区分	市町村等を まとめた区域	二次細分区分	R48	R03	SWI
千葉県	千葉県	南部	君津	袖ヶ浦市	373	122	228

注1) 略語の意味は右のとおり。R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

資料: 気象庁

袖ヶ浦市の警報等の発表基準一覧表

(令和3年6月8日現在、銚子地方気象台)

発表官署		銚子地方気象台			
府県予報区		千葉県			
一次細分区域		南部			
市町村等をまとめた地域		君津			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	小櫃川流域=35.2、松川流域=7.9、久保田川流域=7.4、蔵波川流域=7.9、浮戸川流域=10.3		
		複合基準※ ¹	松川流域=（6，7.1）、蔵波川流域=（6，6.9）、浮戸川流域=（6，9.2）		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s、雪を伴う	
			海上	25m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm		
波浪	有義波高	3.0m			
高潮	潮位	2.9m			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	90		
	洪水	流域雨量指数基準	小櫃川流域=28.1、松川流域=6.3、久保田川流域=5.9、蔵波川流域=6.3、浮戸川流域=8.2		
		複合基準※ ¹	小櫃川流域=（5，28.1）、松川流域=（6，5）、久保田川流域=（5，5.9）、蔵波川流域=（5，6.2）、浮戸川流域=（5，8.2）		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	13m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s、雪を伴う	
			海上	13m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm		
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	1.8m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%			
	なだれ				
	低温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合			
	霜	4月1日～5月31日 最低気温 3℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100 mm		

※¹洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

（注）

- (1) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (2) 表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (8) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。
- (9) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

資料：気象庁

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量（1時間に 100 mm以上）であることを知らせるために気象庁が発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記している。

4 異常現象の通報（防災安全班）

- (1) 災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (3) 上記(1)及び(2)により通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

通報受信後の伝達機関

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 銚子地方気象台 ② その災害に関係のある近隣市町村 ③ 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署 |
|---|

5 被害状況の収集・伝達（各部班）

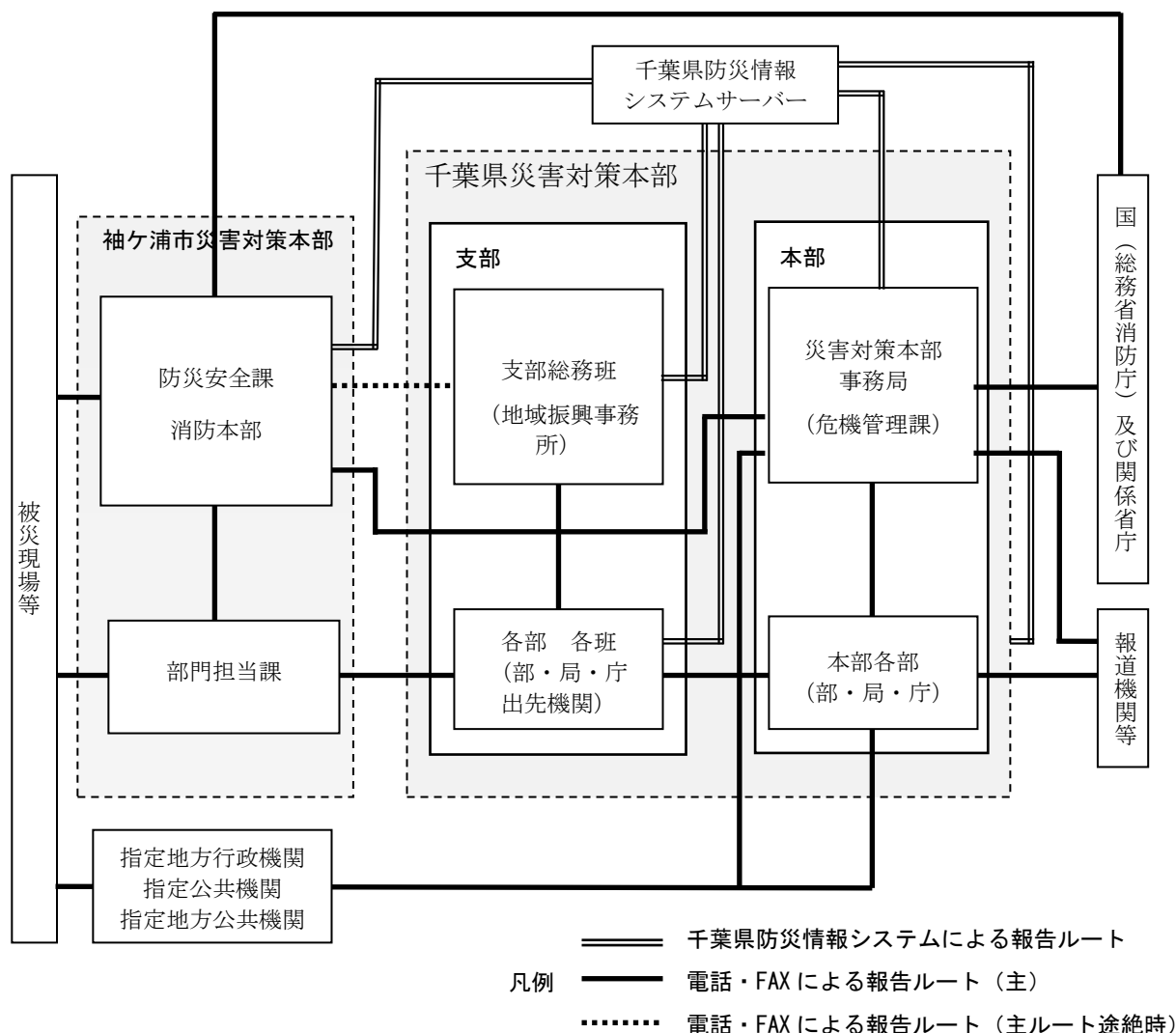
被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、千葉県や防災関係機関と相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

被害情報等の収集報告の流れ



〈用語の定義〉

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災安全課）

本部各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 被害状況の収集

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第2節 情報の収集・伝達－3 被害状況の収集・伝達－(2)被害状況の収集に準ずる。

(3) 被害状況の取りまとめ

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第2節 情報の収集・伝達－3 被害状況の収集・伝達－(3)被害状況の取りまとめに準ずる。

(4) 調査班による災害地調査

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第2節 情報の収集・伝達－3 被害状況の収集・伝達－(4)調査班による災害地調査に準ずる。

(5) 千葉県（災害対策本部）への報告

① 報告の手段

千葉県及び君津地域振興事務所への報告は、次の手段を用いて行う。

君津地域振興事務所への報告の手段

- ア 県防災情報システム
- イ 県防災行政無線（FAX、電話）
- ウ 一般加入電話（FAX、電話）

② 報告すべき事項

報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による市民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

③ 報告の手順等

報告の手順等

ア 防災安全班は、各部から報告された被害状況及び措置状況の取りまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、千葉県への報告前において、再調査するものとする。

イ 被害即報は、規定された報告の区分及び様式にしたがって、県防災情報システム、県防災行政無線、電話で報告する。被害状況の把握後、迅速第一に「災害緊急報告」の第一報を入れ、以後、被害状況の把握の都度「災害緊急報告」を行う。また、「災害総括報告（即報）」を定時に行う。

なお、報告すべき被害は、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

ウ 「災害総括報告（確定報告）」は、災害の応急対策が終了した日から 10 日以内に文書で行う。

④ 情報収集報告

市の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により、千葉県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、千葉県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（平成 16 年 9 月 17 日改正）」により、第 1 報等について千葉県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び千葉県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、千葉県に連絡する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

⑤ 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。

ウ 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。

エ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、千葉県等に応援を求めて実施するものとする。

オ 市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。

※資料編 資料 2-35 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

⑥ 勤務時間内・外における国及び千葉県への連絡方法

勤務時間内・外において、国（総務省消防庁）又は千葉県（危機管理課）、君津地域振興事務所へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

報告先一覧

千葉県庁連絡先	平常時	勤務時間内	防災危機管理部 危機管理課 災害対策室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） F A X 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） 電 話 043-223-2175 F A X 043-222-1127
		勤務時間外	防災行政無線 統制室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） F A X 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） 電 話 043-223-2178 F A X 043-222-5219
	発災時	災害対策本部 設置前	防災危機管理部 危機管理課 情報収集作業室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7310 F A X 500-7630 電 話 043-223-2149 F A X 043-222-5208
		災害対策本部 設置後	千葉県 災害対策本部 事務局	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7310 F A X 500-7630 電 話 043-223-2149 F A X 043-222-5208
	君津地域振興事務所		地域振興課	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 510-721 F A X 510-722 電 話 0438-23-1111 F A X 0438-23-7495
総務省 消防庁	勤務時間内	消防庁 応急対策室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） F A X 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） 電 話 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	
	勤務時間外	消防庁 宿直室	○県防災行政無線	電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） F A X 120-90-49036（地上系）	

			048-500-90-49036（衛星系）
		○一般加入電話	電 話 03-5253-7777
			F A X 03-5253-7553

千葉県への報告の種類及び要領

報告の種類		内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 当該災害に対して講じた応急対策の状況について報告 4 本部等の設置状況、避難情報の発令状況、措置情報、指定避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに（電話、F A X）
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合は、その指定時刻まで（電話、F A X及び端末入力）
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後、10日以内（端末入力及び文書）
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで（端末入力及び文書）
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合は、その指定時刻まで（電話、F A X及び端末入力）

各部が千葉県に行う被害情報等の報告先

項 目	所 管	報 告 先
公共土木施設等関係	都市建設部	君津土木事務所
農林業施設等関係	環境経済部	君津農業事務所 中部林業事務所
漁業生産施設等関係	環境経済部	南部漁港事務所
商工施設等関係	環境経済部	県商工労働部経済政策課
文教施設等関係	教育部	南房総教育事務所
危険物施設等関係 (核燃料物質使用施設含む)	消防部	県防災危機管理部消防課
社会福祉施設等関係	福祉部	県健康福祉部健康福祉政策課
下水道施設等関係	都市建設部	県県土整備部下水道課
農業集落排水等施設	都市建設部	県農林水産部農地・農村振興課 君津農業事務所
清掃施設等関係	環境経済部	県環境生活部廃棄物指導課
医療施設等関係	市民子育て部	君津健康福祉センター（君津保健所）
港湾施設等関係	都市建設部	千葉港湾事務所袖ヶ浦支所

※資料編 資料 3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

第3節 災害時の広報 ≪秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団≫

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第3節 災害時の広報に準ずる。

第4節 応援の要請 ≪秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団≫

地震・津波編―第3章 災害応急対策計画―第4節 応援の要請に準ずる。

第5節 災害救助法の適用 《地域福祉班》

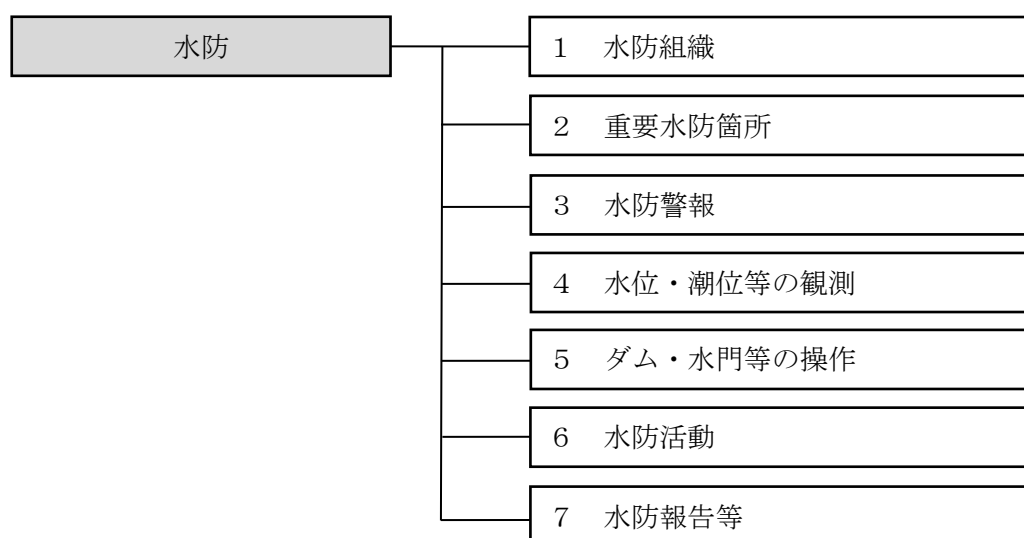
地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第5節 災害救助法の適用に準ずる。

第6節 水防<<防災安全班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団>>

水防関係については、市域内の河川、海岸等で水防を必要とする箇所を警戒し、防御する必要があることから、水防法第4条の規定に基づき、本市は千葉県により指定水防管理団体に指定されている。指定水防管理団体の水防管理者（市長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定めることとなっており、この節にその内容を掲載する。

なお、水防計画を策定するにあたり、令和3年3月18日付け防第946号及び河環第626号の「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」の通知を受け、水防法に基づく水防計画に定めた内容を、本計画（地域防災計画）に掲載することで、両計画を一体化するものとする。

【 体系 】



1 水防組織

水防組織及び事務分掌については、第1節 応急活動体制に準ずる。

2 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。市内の設定箇所は次のとおりである。

県管理河川等の危険度評定基準（平成23年制定）

種別	重要度	
	最も重要な区間（A）	次に重要な区間（B）
堤防高（河川）	1 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又	1 一連区間の中で堤防高又は河川高が、上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所。

は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。	2 近年の出水および津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。
2 近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。	3 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所。

河川名	重 要 度		重要水防箇所 地 先 名	延 長 (m)		重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階級		右岸	左岸		
二級 松川	堤防高	A	袖ヶ浦市上泉	2,700	2,700	氾濫実績あり (A2)	積み土のう工

3 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

(2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

① 種類及び発表基準

知事は、指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告しするもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、又は、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。

警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合または津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

② 県が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
2級河川 小櫃川	(左右岸) 自 袖ヶ浦市下根岸 至 東京湾

イ 水防警報の対象となる基準観測所

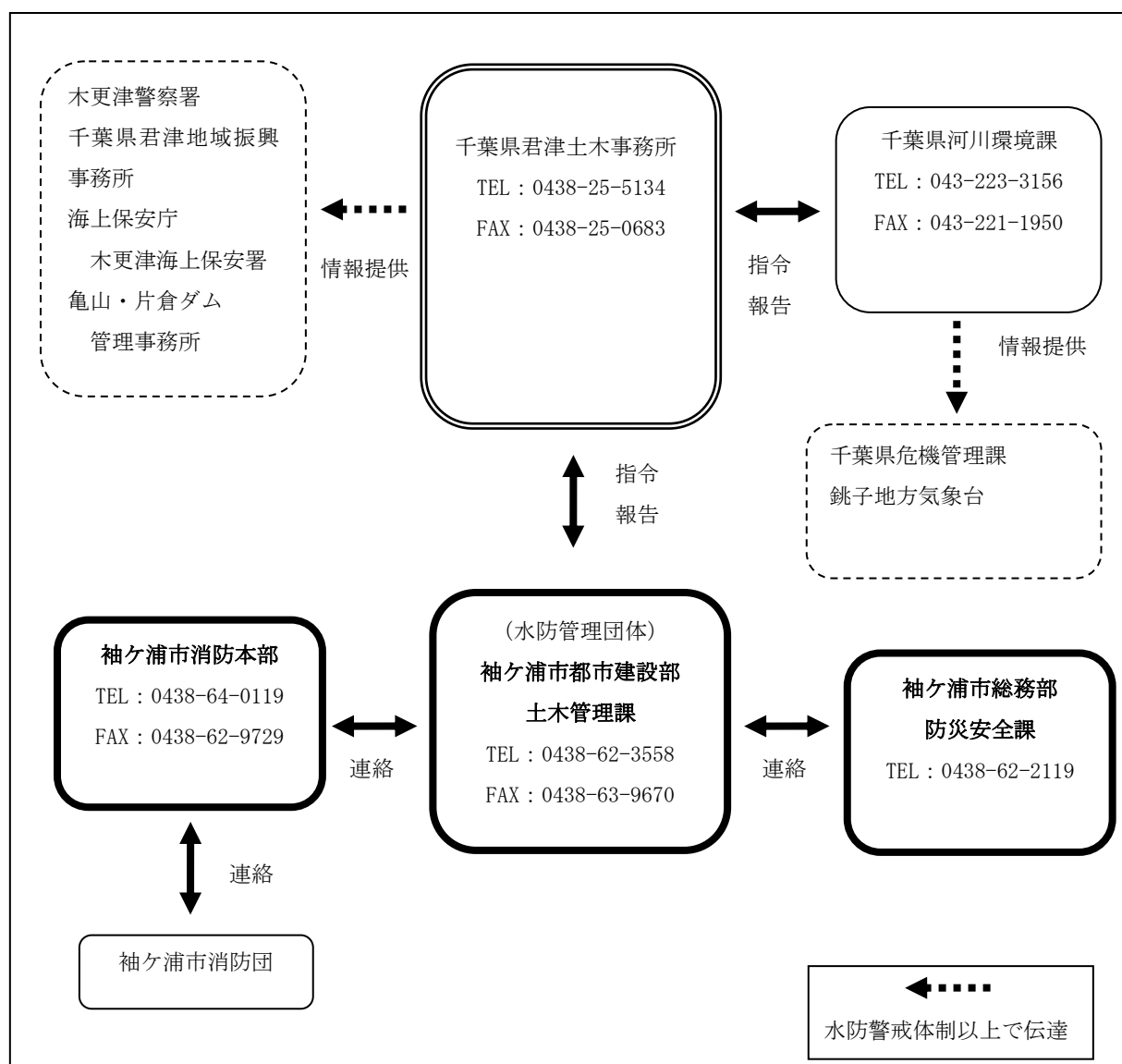
河川名	観測所	所在地	水位基準	
小櫃川	富川橋	袖ヶ浦市 阿部 100-6	零点高	TP +6.655m
			水防団待機（通報）水位	零点高+3.95m
			氾濫注意（警戒）水位	零点高+4.95m
			避難判断（特別警戒）水位	零点高+6.10m
			計画高水位	零点高+6.95m

TP…東京湾平均海面

ウ 水防警報の担当官署 千葉県君津土木事務所

エ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



(3) 高潮時の海岸に関する水防警報

① 種類及び発表状況

知事は、指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪・CCTV（監視カメラ）等により激しい越波が起こるおそれがあるとき。

警戒	激しい越波が発生する危険が迫っている、または発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪・CCTV等により激しい越波の発生が迫ってきたとき。
解除	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・CCTV等により越波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

ア 水防警報を行う海岸名、区域

海岸名	水防警報区域
長浦海岸、奈良輪海岸、木更津海岸	自 袖ヶ浦市 至 君津市

イ 水防警報の対象となる基準観測所

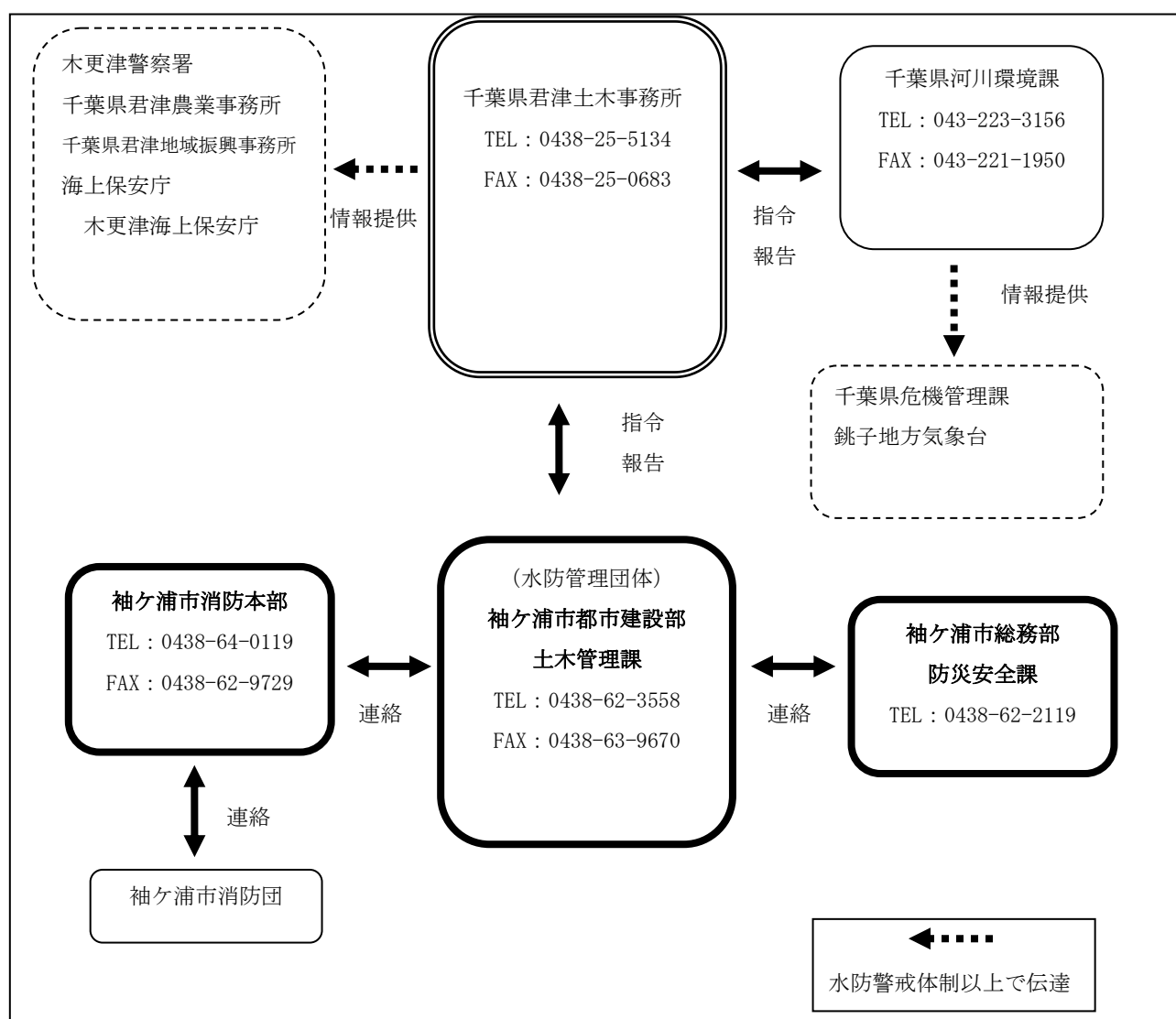
観測所	所在地	水位基準	
木更津港	木更津市中央	零点高	AP ±0m
		水防団待機（通報）水位	零点高+2.50m
		氾濫注意（警戒）水位	零点高+2.70m

AP…荒川工事基準面（TP-1.1344m）

ウ 水防警報の担当官署：千葉県君津土木事務所

エ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



(4) 津波に関する水防警報

① 種類及び発表状況

知事は、海岸・河川における津波への対応について必要と認めたとき水防警報を発表するが、水防活動に従事する者は津波情報と現地の状況を把握したうえで総合的に判断して行動するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

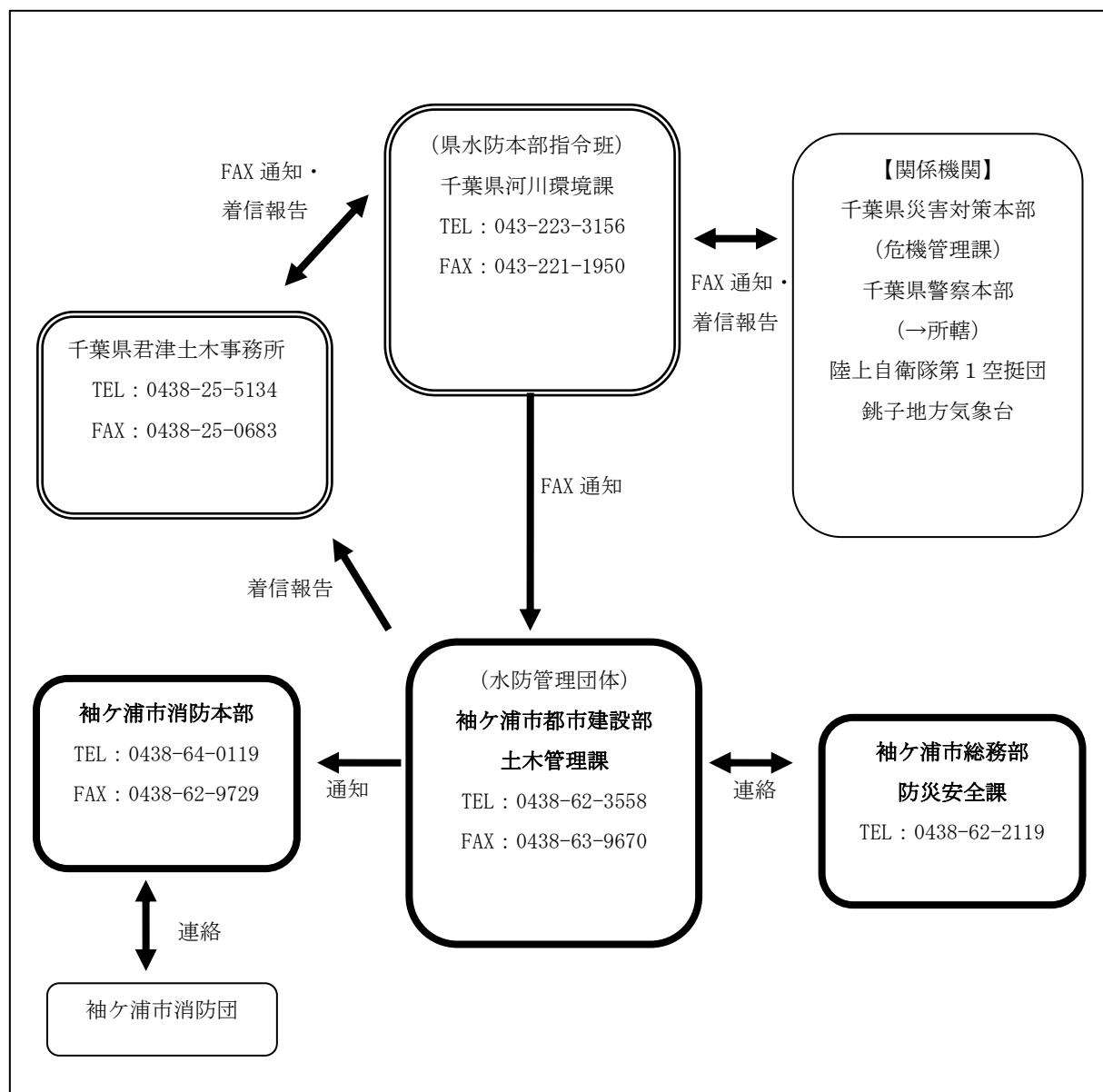
種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1 津波警報等が解除されたとき。 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき。

② 種類及び発表状況

ア 水防警報の担当官署：千葉県河川環境課

イ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



4 水位・潮位等の観測

(1) 水位・潮位等の観測

① 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、次のとおりである。

河川名	観測所名	所在地	水位				管理者
			零点高	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	計画高水位	
小櫃川	富川橋	袖ヶ浦市阿部 100-6	TP+6.655	零点高 +3.95	零点高 +4.95	零点高 +6.95	亀山・片倉 ダム管理事務所
松川	成蔵橋	袖ヶ浦市永地地先	TP+8.050	—	—	—	君津土木事務所
浮戸川	神納	袖ヶ浦市神納 1529-1	TP+0.243	—	—	零点高 +4.70	君津土木事務所

② 潮位観測所

市が関係する潮位観測所は、次のとおりである。

観測所名	所在地	管理者
木更津（内湾監視所）	木更津市富士見 3-4	木更津港湾事務所

(2) 雨量観測所

市内における雨量については、資料編に記載の測定項目により確認するものとする。

※資料編 資料 9-1 気象等観測施設一覧

5 ダム・水門等の操作

(1) ダム・水門等

① ダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

【 ダム 】

施設名	河川名	所在地	用途	型式	管理者
亀山ダム	小櫃川	君津市豊田	洪水調整、都市用水、不特定用水	重力式コンクリートダム	千葉県（河川整備課）
片倉ダム	笹川	君津市笹	洪水調整、都市用水、不特定用水	重力式コンクリートダム	千葉県（河川整備課）

【 水門 】

番号	施設名	河川名等	所在地	門扉諸元			水門管理者	管理者
				形式	寸法	操作方法		
1	高須新田水門	木更津海岸	奈良輪 2376-3 地先	鋼製スライドゲート	W=1.2m H=1.2m	手動スピンドル方式	高須区	千葉県
2	高須成教水門	水路	奈良輪 2537-6 地先	鋼製ローラーゲート	W=2.0m H=2.0m	電動ラック式（手動併用）		袖ヶ浦

3	境川下流水門	水路 (奈良輪境川)	今井 3 丁目 58-1 地先	鋼製ローラ ーゲート × 2 扉	W=2. 4m H=2. 16 m	手動スピン ドル方式		市
4	今井水門	放水路	今井 2 丁目 140 地先	鋼製ローラ ーゲート × 2 扉	W=4. 3m H=4. 0m	電動スピン ドル方式 (手動併用)	今井 区	
5	蔵波水門	放水路	蔵波 1978- 3 地先	鋼製ローラ ーゲート	W=2. 0m H=2. 0m	電動スピン ドル方式 (手動併用)	(個人)	
6	長浦水門	放水路	蔵波 1972- 2 地先	鋼製ローラ ーゲート × 2 扉	W=3. 4m H=3. 5m	電動スピン ドル方式 (手動併用)		
7	横田 1 号 水門	小櫃川	横田 4201 地先	鋼製スライ ドゲート × 2 扉	W=2. 1m H=2. 6m	電動ラック 方式 (手動併用)	袖ヶ浦市横田土地改良区	
8	横田 2 号 水門	水路	横田 3531- 1 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 5m H=1. 9m	手動ラック 方式		
9	横田 3 号 水門	水路	横田 2692- 1 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 5m H=1. 9m	手動ラック 方式		
10	横田 4 号 水門	水路	横田 2671- 1 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 5m H=1. 9m	手動ラック 方式		
11	横田 5 号 水門	水路	横田 2668 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 5m H=1. 9m	手動ラック 方式		
12	横田 8 号 水門	水路	横田 4227- 5 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 5m H=1. 9m	手動ラック 方式		
13	境川水門	準用河 川境川	横田 21-1 地先	鋼製スライ ドゲート	W=4. 0m H=3. 3m	電動スピン ドル方式 (手動併用)		
14	上宿水門	小路第 2 幹線 水路	横田 2451- 2 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 25m H=1. 25m	手動ラック 方式		
15	横田中下 水門	中下雨 水幹線 水路	横田 3908 地先	鋼製スライ ドゲート	W=1. 25m H=1. 25m	手動ラック 方式		

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

② 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づ

き、的確な操作を行うものとする。

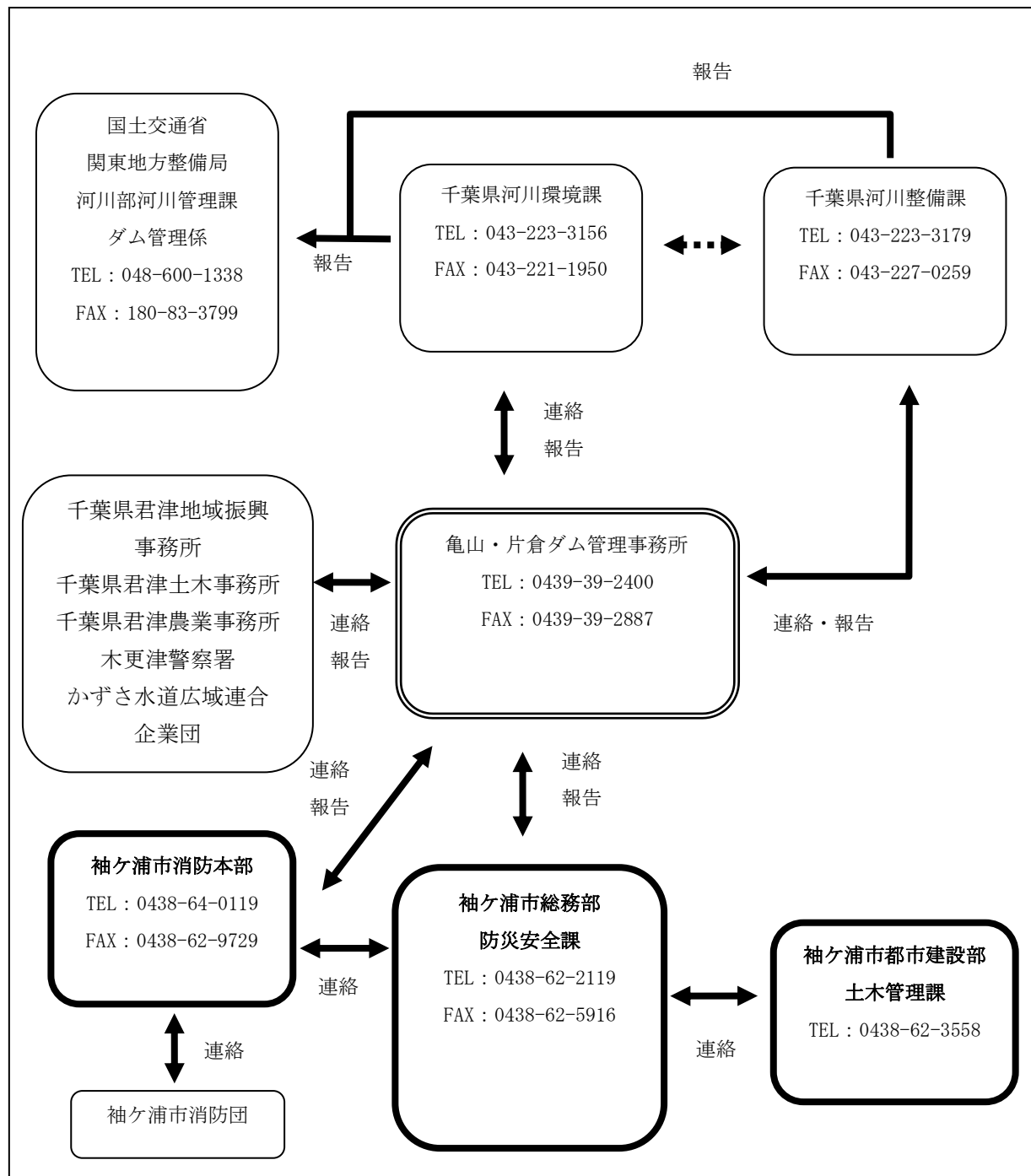
(2) 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管土木事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

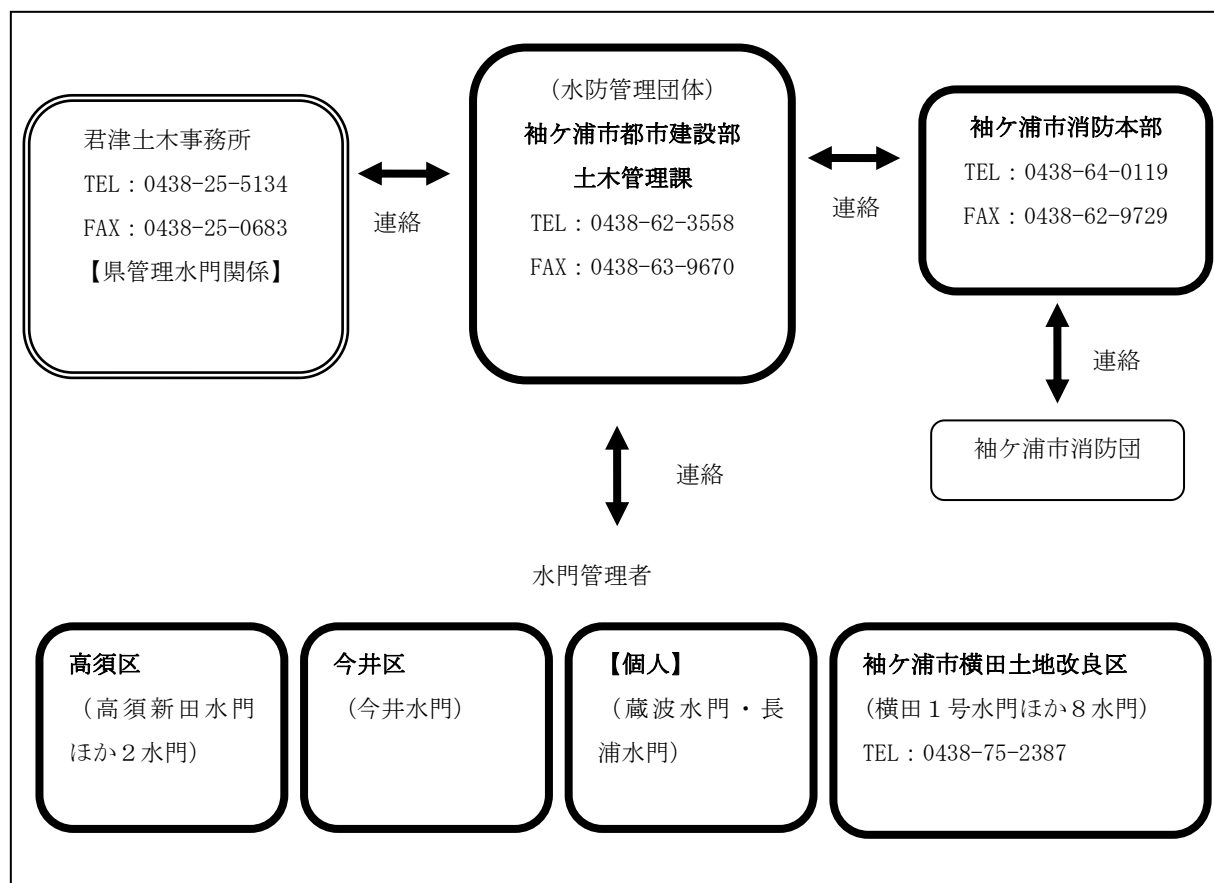
(3) 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

【 ダムに関する連絡系統図 】



【 水門に関する連絡系統図 】



※ 各水門の操作方法は、水門管理委託契約書に記載のとおりとする。

6 水防活動

(1) 水防配備

① 市の水防配備基準と体制

配備区分	配備基準	配備体制
水防準備体制	1 県水防本部より水防指令が発令されたとき。 2 袖ヶ浦市に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、水防管理者が必要と認めたとき。	別に定める「災害対策配備区分別職員配置」の中から、必要な人員で水防活動にあたる。
水防注意体制	1 県水防本部より水防指令が発令されたとき。 2 袖ヶ浦市に大雨、高潮、洪水警報が発表され、水防管理者が必要と認めたとき。	
水防警戒体制	1 県水防本部より水防指令が発令されたとき。 2 袖ヶ浦市に大雨、高潮、洪水警報が発表され、水防管理者が必要と認めたとき。 3 水位周知河川において、氾濫危険(特別警戒)水位に達したとき。 4 市内で土砂災害警戒情報を発表するとき。	

水防非常第1体制	1 県水防本部より水防指令が発令されたとき。 2 台風等により市内全域にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で水防管理者が指示したとき。 3 袖ヶ浦市災害対策本部が設置され、第一配備体制にあるとき。 4 市内で気象警報（大雨、高潮）が発表されたとき。	
水防非常第2体制	1 県水防本部より水防指令が発令されたとき。 2 台風等により市内全域にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で水防管理者が指示したとき。 3 袖ヶ浦市災害対策本部が設置され、第二配備体制以上にあるとき。	

② 消防団の配備基準と体制

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。	消防団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防管理者（市長）が解除の指令をしたとき。	

(2) 巡視及び警戒

① 平常時

水防管理者（市長）又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（市長）に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を

発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（市長）に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

② 出水時

ア 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（2 重要水防箇所）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、千葉県君津土木事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。

- （ア） 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- （イ） 堤防の上端の亀裂又は沈下
- （ウ） 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- （エ） 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- （オ） 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- （カ） 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

イ 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、千葉県君津土木事務所長及び海岸等の管理者に連絡するものとする。

- （ア） 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- （イ） 堤防の上端の亀裂又は沈下
- （ウ） 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- （エ） 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- （オ） 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- （カ） 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(3) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(4) 水防活動に伴う安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

－ 水防活動に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項 －

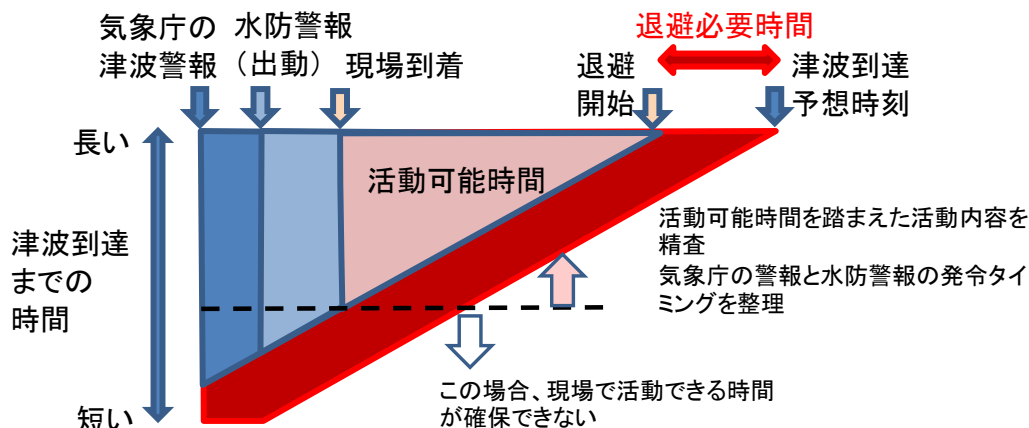
- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。

(5) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者は、自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。



(6) 避難のための立退き

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

この場合、木更津警察署長にその旨を通知するものとする。

(7) 水防配備の解除

① 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、その旨を関係機関に通知するものとする。

② 消防団及の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水防管理者（市長）からの配備解除の通知を受けたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

7 水防報告等

(1) 緊急報告

水防管理者（市長）が千葉県君津土木事務所長に緊急に報告すべき事項は次のとおりとする。

- ① 消防機関等を出動させたとき
- ② 他の水防管理者に応援を要求したとき
- ③ 堤防が決壊、氾濫したとき
- ④ その他必要と認める事態の生じたとき

(2) 水防顛末報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて千葉県君津土木事務所長に報告すると共に水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- ① 降雨並びに水位記録
- ② 出動並びに水防解散の時刻
- ③ 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦ 水防法第28条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときは、その箇所および所有者名とその事由
- ⑩ 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めた時はその状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察官の出動状況
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑰ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じた時は、その場所及び損傷状況
- ⑱ その他必要となる事項

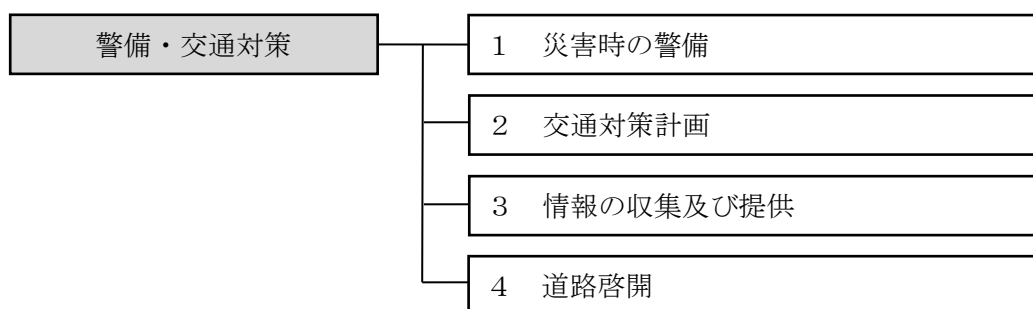
第7節 消防・救助救急活動等 ≪消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部≫

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第6節 消防・救助救急活動等に準ずる。

第8節 警備・交通対策〈防災安全班、消防部、警察署、道路管理者〉

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

【 体系 】



1 災害時の警備（警察署）

災害時の警備は、木更津警察署が次のとおり実施する。

(1) 警察の任務

発災直後における警察活動の任務は、概ね次のとおりとする。

大規模災害発生直後の警察署の任務

- ① 被害の実態把握及び災害時における情報収集
- ② 被災者の避難誘導
- ③ 災害発生直後の交通規制並びに交通秩序回復のための応急措置
- ④ 被害の拡大防止
- ⑤ 被災者の救出及び負傷者の救護
- ⑥ 死体の検視、見分並びに行方不明者の調査
- ⑦ 被災地及び指定避難所等の警備
- ⑧ 各種犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 警備体制の発令

県警察本部長は、気象状況その他の情勢を判断して、次により必要な警備体制を発令する。

なお、警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

① 準備体制

災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合

② 警戒体制

管内に暴風、暴風雪、大雨、高潮、波浪、津波、洪水等の警報・注意報等が発表され、洪水、高潮、津波、山崩れ等による被害の発生が予想される場合

③ 発災体制

災害が発生した場合又は発生しようとしている場合

(3) 総合対策本部の設置

警備体制を発令した場合は、次により総合対策本部等を設置して指揮体制を確立する。なお、警察署長は、必要により現地災害警備本部を設置する。

警備体制	指揮体制
準備体制	県警察災害警備連絡室（室長は警備課長） 警察署災害警備連絡室（室長は警察署長） 県警察災害警備対策室（室長は警備部長又は警備課長） 警察署災害警備対策室（室長は警察署長）
警戒体制 発災体制	県警察災害警備対策室（室長は警備部長又は警備課長） 警察署災害警備対策室（室長は警察署長） 県警察総合対策本部（本部長は警察本部長又は警備部長） 警察署災害警備本部（本部長は警察署長）

(4) 警備活動要領

① 準備体制下の活動

- ア 対策室要員の参集
- イ 気象情報その他災害に関する情報の収集及び伝達
- ウ 関係機関との連絡
- エ 通信機材・装備資機材の準備
- オ 警察施設の防護措置

② 警戒体制下の活動

- ア 総合対策本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 津波警報の伝達及びその他警報等の伝達協力
- ウ 避難の指示、警告又は誘導
- エ 警備部隊の編成及び事前配置
- オ 通信機材・装備資機材の重点配備
- カ 補給の準備
- キ 通信の統制
- ク 管内状況の把握
- ケ 交通の規制
- コ 広報

③ 発災体制下の活動

- ア 総合対策本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 人命の救助
- ウ 被害情報の収集及び報告

- エ 交通の規制
- オ 犯罪の予防
- カ 死体の検視
- キ 広報
- ク 補給の実施
- ケ 警備部隊の応援要請
- コ 通信機材・装備資機材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

- ① 被害状況等のまとめ
- ② その他必要な事項

2 交通対策計画（防災安全班、消防部、道路管理者、警察署）

(1) 被災施設の応急対策方法

① 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

② 調査及び報告

市の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告するものとする。

ア 市の調査班は、市内の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無、その他被災の状況等を市長に報告するものとする。

イ 市長は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに市域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(2) 交通規制

① 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は総務班と協力し、市の管理する道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認めた場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

② 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限

公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに

発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 緊急交通路の指定

公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

④ 警察官の交通規制等

ア 危険箇所等の交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官による通行の妨害となる物件の移動等

警察官は、通行禁止区域等（前記②イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

⑤ 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記④イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(3) 海上保安部の交通規制

① 航行制限の実施

港内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、信号所又は巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとする。

② 応急復旧の措置

航行制限の実施及び航路標識の流出、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

3 情報の収集及び提供（防災安全班）

防災安全班は、各警察署、道路管理者、関係各班、その他関係行政機関と連絡を密にし、次の事項について、交通情報の収集を行う。

- (1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) 特に危険と認められた道路及び橋りょう
- (5) その他必要な事項

4 道路啓開（道路管理者）

道路管理者等は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知しておく。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、次の事項を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 国による道路啓開・災害復旧の代行

被害を受けた道路の迅速な道路啓開または災害復旧を行う際に、道路復旧の負担が大きく、業務遂行が困難となる場合は、国土交通大臣に道路啓開・災害復旧の代行を要請できる。

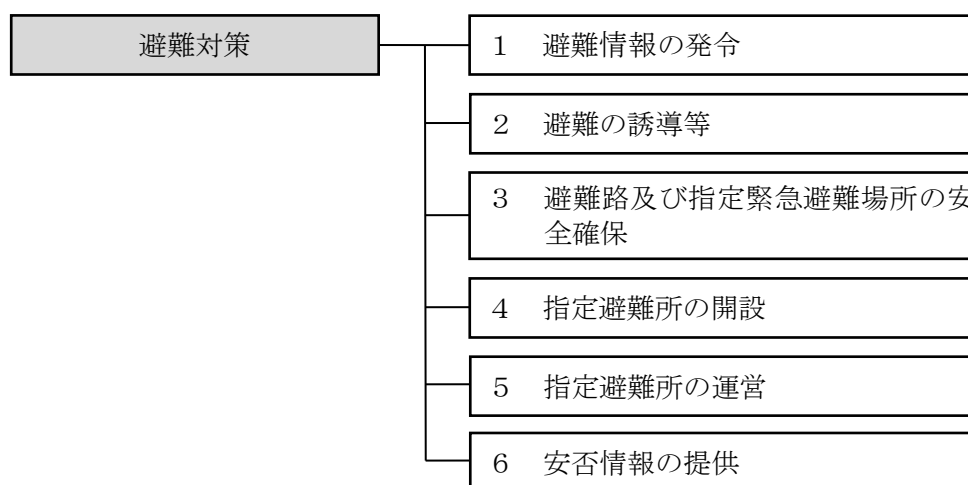
第9節 避難対策 ≪防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者≫

風水害等による災害に際し、市民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、一時避難（集合）場所や指定緊急避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

【 体系 】



1 避難情報の発令（防災安全班、消防部、警察署）

(1) 市長の措置

① 知事への報告

市長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

② 安全確保措置

市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

③ 避難誘導等警戒避難体制計画

市長は、避難情報の発令区域、タイミング、指定緊急避難場所、避難路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合

的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

④ 必要な助言

市長は、避難情報を発令する場合、銚子地方気象台や亀山・片倉ダム管理事務所等の国の機関や千葉県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

⑤ 避難行動要支援者等への配慮

市長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮する

⑥ 準備情報の提供

市長は、市民に対する避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

⑦ 「近隣の安全な場所」への移動等

市は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や「屋内安全確保」といった適切な行動を市民がとれるように努めるものとする。

(2) 避難情報の発令区分と求められる行動

避難情報は、高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保の3区分に分けて発令し、各情報は発令時の状況を踏まえ、空振りをおそれずに早めに発令する。

避難情報の区分

区 分	発令のタイミング	求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	今後、避難指示を発令することが予想される場合	・避難に時間を要する人（高齢者、障がい者（児）、乳幼児等）とその支援者は避難を開始 ・身の危険を感じる人は、避難を開始 ・その他の人は、いつでも避難ができるよう準備
警戒レベル4 避難指示	災害による被害が予測され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	・速やかに指定された指定避難所に避難を開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
警戒レベル4までに必ず避難！		
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生または切迫している場合	・命の危険 直ちに身の安全の確保を

(3) 発令の基準

① 水害

水害の避難情報に係る発令の判断基準は、次のとおりである。

避難の区分と発令基準（水害）

区 分	発令基準（目安）	
	小櫃川の基準	その他の河川・水路の基準
警戒レベル3 高齢者等避難	・ 富川橋観測所ではん濫注意水位 [4.95m] に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき（近隣（上流）の状況によっては、早めに発令することも必要である。）	・ 大雨に関する情報（注意報・警報）が発令され、該当河川の付近での降雨状況や降雨予測により、浸水被害が発生するおそれのあるとき
警戒レベル4 避難指示	・ 富川橋観測所ではん濫危険水位 [6.10m]（特別警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき（近隣（上流）の状況によっては、早めに発令することも必要である。）	・ 大雨に関する情報（注意報・警報）が発令され、該当河川の付近での 24 時間前からの雨量が 150 mm を超え、かつ、時間雨量が 30 mm を超え、河川水位がさらに上昇するおそれのあるとき ・ 排水先の水位が高くなり、河川の排水不良又は排水ポンプ停止により内水氾濫が発生するおそれのあるとき
警戒レベル5 緊急安全確保	・ 次のような状況で直ちに避難行動を行う必要があるとき ① 危険な水位を観測したとき ② 水門等の施設状況（ポンプの停止、水門閉鎖、水門が閉まらない等の事故） ③ 堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見 ④ 堤防の決壊、越流	
解 除	・ 河川の水位がピークを過ぎ、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなった場合に、河川状況の現地調査等を行い、安全を確認した上で判断する。	
注意事項	・ 近隣の状況によっては、早めに 発令することも必要である。 ・ 堤防構造等は河川・水路ごとに異なることから、危険水位の設定が困難であるため、巡視や市民からの通報により発令することも必要である。	

② 土砂災害

土砂災害の避難勧告等に係る発令の判断基準は、次のとおりである。

避難の区分と発令基準（土砂災害）

区 分	発令基準（目安）		
	現地による基準	土砂災害警戒情報による基準	気象情報等による基準
警戒レベル3 高齢者等避難	・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき		・ 原則として土砂災害（特別）警戒区域・気象庁メッシュ情報 ・ 24 時間前からの雨量が 150 mmを超えたとき
警戒レベル4 避難指示	・ 近隣で前兆現象（溪流付近での斜面の崩壊、はらみ、擁壁のひび割れ）が発見されたとき ・ 近隣で重大な前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂の発生など）	・ 原則として土砂災害（特別）警戒区域	
		・ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生のおそれがあるとき	・ 24 時間前からの雨量が 150 mmを超え、かつ、時間雨量が 30 mmを超えるとき
警戒レベル5 緊急安全確保	・ 大雨特別警報（土砂災害）が発令されたとき ・ 土砂災害が発生したとき		
解 除	・ 気象状況などから、土壌雨量が増加するおそれなくなった場合に、斜面の状況の現地調査等を行い、安全を確認した上で判断する。		
注意事項	・ 運用にあつては、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害（特別）警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令するものとする。 ・ 気象情報等による基準は、市内5箇所（代宿、蔵波、福王台、川原井、横田）の測定局のうち、いずれかが基準値を超えた場合を原則とする。		

③ 高潮

高潮の避難勧告等に係る発令の判断基準は、次のとおりである。

避難の区分と発令基準（高潮）

区 分	発令基準（目安）
警戒レベル3 高齢者等避難	・ 高潮注意報が発令され、2時間後に高潮警報発表基準潮位（T.P. +2.9m）に到達すると予測されるとき
警戒レベル4 避難指示	・ 高潮注意報が発令され、1時間後に高潮警報発表基準潮位（T.P. +2.9m）に到達すると予測されるとき （※台風等の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いことから、高齢者等避難を満たした時点で避難指示を検討する。）
警戒レベル5 緊急安全確保	・ 高潮はん濫発生情報が発令されたとき ・ 高潮防災施設からの越波、越流が発生したとき ・ 高潮防災施設の損壊が発生したとき
解 除	・ 高潮警報が解除された段階を基本として、潮位の上昇がピークを過ぎ、気象状況等から潮位が再上昇するおそれなくなった場合に、海面・河川状況の現地調査を行い、安全を確認した上で判断する。
注意事項	・ 潮位の到達予測については、気象庁発表情報及び潮位上昇の原因となる台風等が現在通過している場所の基準港潮位、また、台風等の袖ヶ浦市への到達時間を参考に判断する。 （袖ヶ浦市の潮位基準港は、横浜港）

(4) 実施責任者

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－1 避難情報の発令
－(2)実施責任者に準ずる。

(5) 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(6) 避難情報の内容

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－1 避難情報の発令
－(4)避難情報の内容に準ずる。

(7) 避難情報の伝達等

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－1 避難情報の発令
－(5)避難情報の伝達等に準ずる。

(8) 千葉県への報告

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－1 避難情報の発令
－(6)千葉県への報告に準ずる。

(9) 警戒区域の設定

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－1 避難情報の発令
－(7) 警戒区域の設定に準ずる。

2 避難の誘導等（防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署）

(1) 基本方針

① 避難行動要支援者の避難の優先

避難誘導について、市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

② 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意等を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

③ 避難誘導の実施

市の公共施設及び災害対策基本法第7条に基づく「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を基に、発災時には直ちに避難誘導を実施する。

特に、自衛防災組織を有する施設においては、自衛防災組織の活動内容に基づき、来訪者・入所者の避難誘導を速やかに実施する。

また、その他主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来所者の安全な避難対策を講じるように務める。

(2) 避難の誘導を行う者

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－2 避難の誘導等－
(2) 避難の誘導を行う者に準ずる。

(3) 避難の誘導

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－2 避難の誘導等－
(3) 避難の誘導に準ずる。

(4) 避難の完了報告

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－2 避難の誘導等－
(4) 避難の完了報告に準ずる。

3 避難路及び指定緊急避難場所の安全確保（消防部、消防団、警察署）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－3 避難路及び指定緊急避難場所の安全確保に準ずる。

4 指定避難所の開設（防災安全班、医療班、保育幼稚園班、高齢者支援、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－4 指定避難所の開設に準ずる。

5 指定避難所の運営（医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－5 指定避難所の運営に準ずる。

6 安否情報の提供（秘書広報班、防災安全班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策－6 安否情報の提供に準ずる。

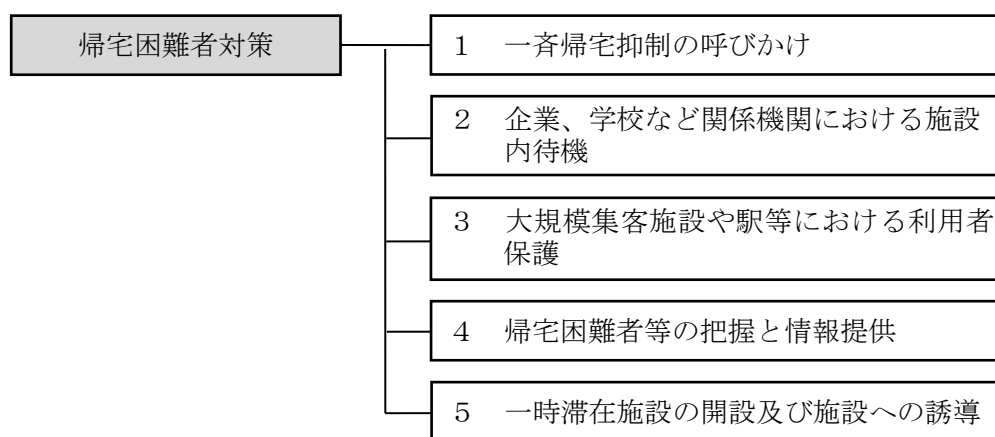
第10節 要配慮者等の安全確保対策 ≪総務部、市民子育て部、福祉部、消防部≫

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第10節 要配慮者等の安全確保対策に準ずる。

第11節 帰宅困難者対策 ≪企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班≫

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

【 体系 】



1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（秘書広報班、防災安全班）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校など関係機関に対し、千葉県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（商工観光班、学校教育班）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（企画政策班、秘書広報班）

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者

について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

報道機関等からテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供される災害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等の情報提供に併せて、市においても、防災行政無線や生活安全メール、SNS、ホームページ等を活用し、帰宅困難者への情報提供を行う。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（企画政策班、保育幼稚園班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

(1) 一時滞在施設の開設

市は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、地震発生時に準じ、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後一時滞在施設として開放する。

また、市は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用者については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

第12節 応急医療救護 ≪医療班、消防部≫

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第12節 応急医療救護に準ずる。

第13節 緊急輸送対策 ≪企画政策班、管財契約班、防災安全班、農 林振興班、商工観光班、土木管理班、土木 建設班、消防部、警察署≫

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第13節 緊急輸送対策に準ずる。

第14節 生活関連施設の応急対策

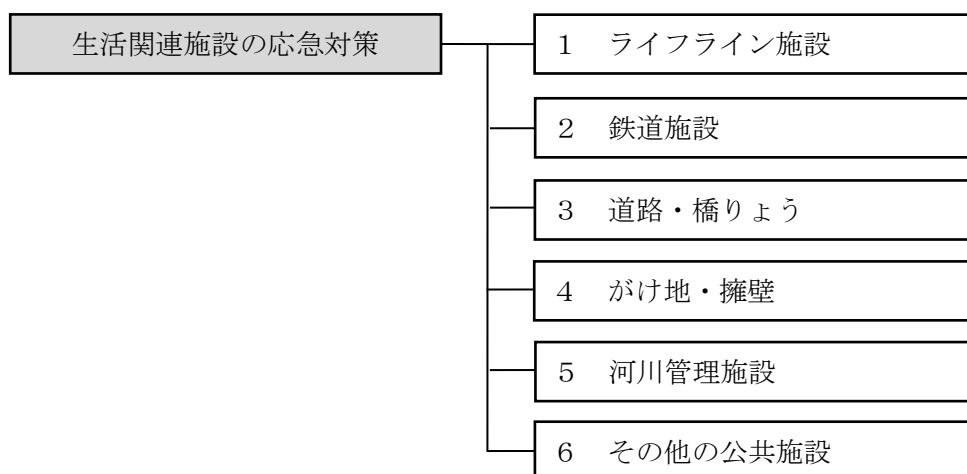
《土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者》

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大規模災害により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれがある。

したがって、市は、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者等と相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

なお、市及び防災関係機関及びライフライン事業者等は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

【 体系 】



1 ライフライン施設（下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団）

上水道、下水道、電気、ガス、電話施設が被災し、機能停止した場合は、災害対策上重要な施設に対する機能確保を優先して、次のような機能回復作業を行う。

機能回復作業の内容

- 施設機能の代替サービスの提供に努める。
- 応急的な復旧を図る。
- 必要な広報を行う。
- 被災の程度に応じ、策定された計画に基づき、本格的な復旧作業を実施する。

なお、それぞれの施設の応急対策の概要は、次のとおりである。

(1) 上水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

① 緊急配水調整

- ア 配水池、配水設備及び連絡管等の異常を調査する。
- イ 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。

② 配水管の被害調査

- ア 主要幹線系統の操作
- イ 連絡管系統の操作
- ウ 給水拠点系統の操作

③ 仕切弁操作の基準

- ア 災害により停電した場合は、非常用発電機を使用し、主要配水幹線を主力に枝管を制限しながら、遠距離配水を図る。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。
- ウ 配水管等の被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。
- オ アからエの計画にしたがって操作する上で、判断し難いときは、上流側（水源地）から下流側（配水管側）へ行い、次に大区域から小区域へ行う。
- カ 人命にかかわる場合は、前項までの規定にかかわらず、状況判断による。

④ 水質の保全

- ア 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。
- イ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ソーダ注入を行う。

⑤ 施設の応急復旧順位

- ア 取水、導水、浄水施設
- イ 送水、配水施設
- ウ 給水装置

⑥ 送水、配水管路の応急復旧工事順位

- ア 応急復旧工事は、送水管を修理し、次に配水管を行う。
- イ 管の破裂折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

⑦ 配水管路の応急復旧工事順位

- ア 水源地から給水拠点までの配水管
- イ 病院、学校その他緊急給水施設の配水管
- ウ その他の配水管

⑧ 給水装置の応急復旧

- ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
- イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

⑨ 水道施設の停電対策

- ア 水道施設の非常用発電設備や連絡管の計画的整備
- イ 非常用発電設備の燃料の確保

(2) 下水道施設

下水道施設の応急復旧に当たっては、被害の状況・原因等の調査を行い応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。また、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

① 污水管渠の被害

污水管渠の被害に対しては、移動式ポンプ等を用いて疎通に支障ないように努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

② 幹線の被害

幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので早急に応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。

③ 枝線の被害

枝線の被害については、極力直接本復旧を行う。

④ 流入防止の応急措置

多量の塵芥により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等において流入防止の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

⑤ 現場要員、資機材の投入

工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の投入を指示する。

⑥ 終末処理場の応急措置

ア 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替え、汚水処理に万全を期する。

イ 汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、汚水処理に万全を期する。

⑦ 東部浄化センター等の応急措置

汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行い、汚水処理に万全を期する。

(3) 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに把

握し、次の事項につき復旧計画を立てる。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

① 被害状況の早期把握及び復旧計画の策定

- ア 復旧応援隊の必要の有無
- イ 復旧作業隊の配置状況
- ウ 復旧資機材の調達
- エ 電力系統の復旧方法の検討
- オ 復旧作業の日程
- カ 復旧の完了見込み
- キ 宿泊施設、食糧、衛生対策等の手配
- ク その他必要な対策

② 復旧の順位

各設備の復旧順位は、原則として次によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都心部に送電する系統の送電用変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 通信設備

- (ア) 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

エ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- (イ) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- (ウ) 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

(4) ガス施設

① 非常時の体制

東京ガス（株）は、大規模災害等の非常事態が発生した場合、対策本部及び支部を設置し、必要な社員等を動員するとともに、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常の事態に対応しうる体制に移行する。

② 連絡体制

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

また、通報、連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用するが、通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

③ 応急復旧用資機材等の確保

資機材の確保については、予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を、取引先やメーカー等からの調達、被災していない他地域からの流用、他ガス事業者等からの融通等の方法により速やかに確保する。

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、袖ヶ浦市等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

④ 応急措置

ガスの漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑤ 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先的に行う。

(5) 通信施設

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

① 設備、資機材の点検及び発動準備

東日本電信電話（株）千葉事業部は、災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

ア 電源の確保

イ 災害対策用無線機装置類の発動準備

ウ 非常用電話局装置等の発動準備

エ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

オ 局舎建築物の防災設備の点検

カ 工事用車両、工具等の点検

キ 保有資機材、物資の点検

ク 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

② 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先、確保

ウ 可搬型無線基地局装置の設置

エ 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用

オ 回線の応急復旧

③ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容

イ 災害復旧措置と復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

④ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

2 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

(1) 活動体制

① 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、全機能をあげて、乗客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

② 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

(2) 初動措置

災害発生と同時に、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。初動措置は、原則として次のとおり行う。

① 乗務員の対応

乗務員の対応

- ア 運転中に土砂崩れ等を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。

(3) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

避難誘導は、原則として次のとおり行われる。

避難誘導方法

- ① 駅における避難誘導
 - ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
 - イ 乗客を臨時避難場所に誘導した後、更に市があらかじめ定めた指定緊急避難場所の位置、災害に関する情報等を乗客に伝達し秩序維持に協力する。
 - ウ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。
- ② 列車乗務員が行う乗客の避難誘導
 - ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
 - イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。
 - (イ) 特に女性や子どもに留意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害により乗客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

救護活動は、原則として次のとおり行う。

救護活動の内容

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

(5) その他の措置

- ① 乗客誘導のための案内放送
- ② 駅員の配置手配
- ③ 救出、救護手配

- ④ 出火防止
- ⑤ 防災機器の操作
- ⑥ 情報の収集

3 道路・橋りょう（土木管理班、土木建設班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第14節 生活関連施設の応急対策－8
道路・橋りょうに準ずる。

4 がけ地・擁壁（土木管理班、土木建設班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第14節 生活関連施設の応急対策－9
がけ地・擁壁に準ずる。

5 河川管理施設（土木管理班、土木建設班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第14節 生活関連施設の応急対策－10
河川管理施設に準ずる。

6 その他の公共施設（施設管理者）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第14節 生活関連施設の応急対策－11
その他の公共施設に準ずる。

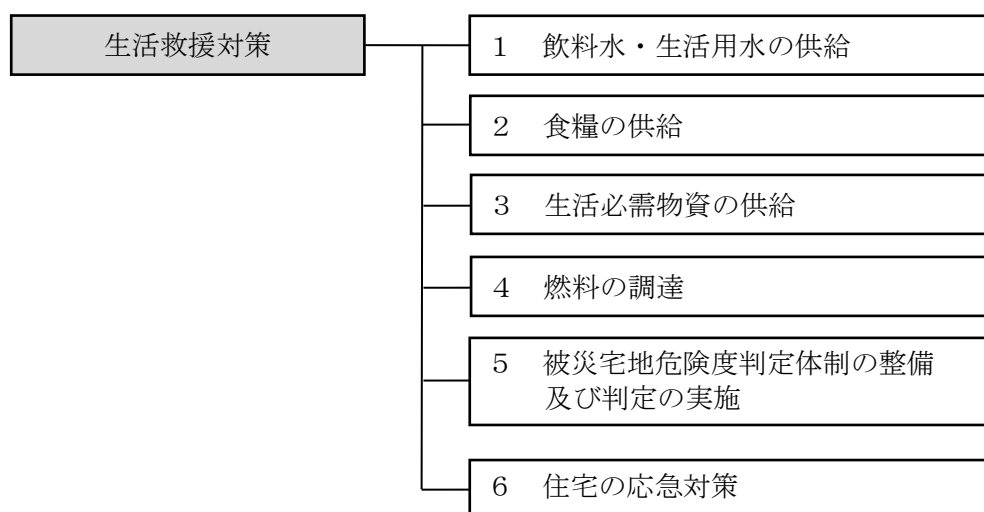
第15節 生活救援対策 ≪秘書広報班、調査1班、調査2班、総務班、防災安全班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団≫

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食糧・生活必需物資の供給活動を行うものとする。

また、市は、大規模災害時において、千葉県や国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

一方、災害により住家を滅失、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対し、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じて生活の安定を図る。

【 体系 】



1 飲料水・生活用水の供給（かずさ水道広域連合企業団）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第15節 生活救援対策－1 飲料水・生活用水の供給に準ずる。

2 食糧の供給（商工観光班、給食班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第15節 生活救援対策－2 食糧の供給に準ずる。

3 生活必需物資の供給（農林振興班、商工観光班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第15節 生活救援対策－3 生活必需物資の供給に準ずる。

4 燃料の調達（防災安全班）

災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発

電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

5 被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施（都市整備班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第15節 生活救援対策－6 被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施に準ずる。

6 住宅の応急対策（総務班、地域福祉班、調査1班、調査2班、都市整備班）

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第15節 生活救援対策－7 住宅の応急対策に準ずる。

第16節 防疫・保健等 《市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、 消防部、消防団、君津健康福祉センター》

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第16節 防疫・保健等に準ずる。

第17節 清掃 ≪環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団≫

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第17節 清掃に準ずる。

第18節 応急教育・文化財の保護 《保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、給食班》

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第18節 応急教育・文化財の保護に準ずる。

第19節 ボランティアの協力等 《市民協働推進班、防災安全班、 地域福祉班》

地震・津波編－第3章 災害応急対策計画－第19節 ボランティアの協力等に準ずる。

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第 3 編 風水害等編＞

第 4 章 災害復旧計画

（令和 3 年度改訂）

風水害等編

目 次

第4章	災害復旧計画	1
第1節	公共施設の災害復旧 《各部班》	2
第2節	民生安定計画 《総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）》	3
第3節	経済秩序安定計画 《財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部》	4
第4節	生活関連施設等の復旧計画 《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》	5
1	水道施設	5
2	下水道施設・農業集落排水施設	5
3	電気施設	5
4	ガス施設	6
5	通信施設	6
6	道路施設	6
7	農林業施設	6
第5節	激甚災害の指定 《各部班》	8
第6節	復興計画 《総務部、都市建設部》	9

第4章 災害復旧計画

節	項目	担当部班等
1	公共施設の災害復旧	各部班
2	民生安定計画	総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）
3	経済秩序安定計画	財政部、市民健康部、福祉部、環境経済部
4	生活関連施設等の復旧計画	環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団
5	激甚災害の指定	各部班
6	復興計画	総務部、都市建設部

第1節 公共施設の災害復旧 《各部班》

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第1節 公共施設の災害復旧に準ずる。

第2節 民生安定計画 ≪総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）≫

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第2節 民生安定計画に準ずる。

第3節 経済秩序安定計画 ≪財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部≫

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第3節 経済秩序安定計画に準ずる。

第4節 生活関連施設等の復旧計画

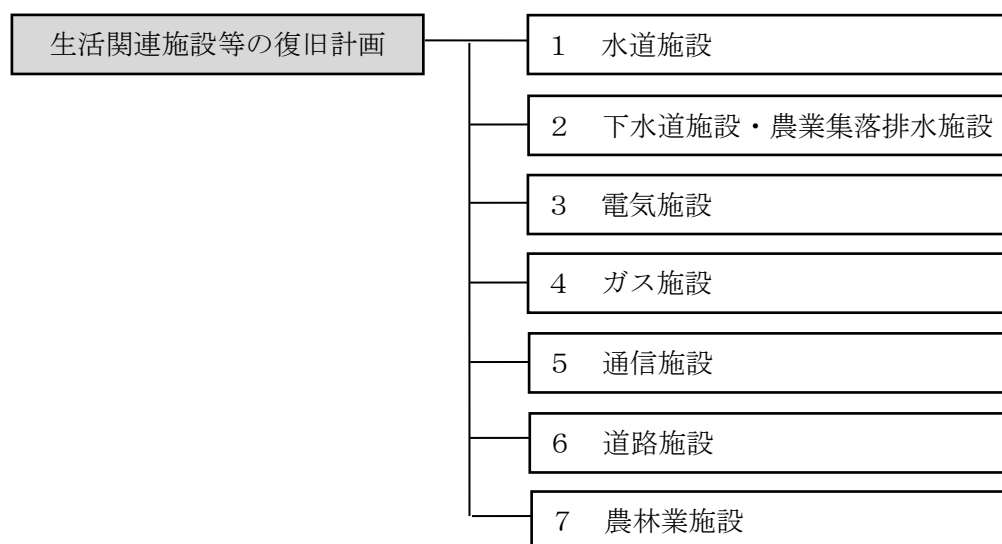
《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》

上下水道・電気・ガス・通信・道路の各施設は、それぞれ都市生活基盤であり、市民生活及び社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

なお、復旧に当たっては、道路管理者及び関係するライフライン事業者等と工程調整を行い、可能な限り復旧作業の短縮化を図る。

【 体系 】



1 水道施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－1 水道施設に準ずる。

2 下水道施設・農業集落排水施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－2 下水道施設・農業集落排水施設に準ずる。

3 電気施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－3 電気施設に準ずる。

4 ガス施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－4 ガス施設に準ずる。

5 通信施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－5 通信施設に準ずる。

6 道路施設

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第5節 生活関連施設等の復旧計画－6 道路施設に準ずる。

7 農林業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

② ため池

- ア ため池の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

③ 道路施設

- 道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

④ 排水施設

- ア 堤防の決壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

⑤ 地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

① 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

② 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第5節 激甚災害の指定 《各部班》

地震・津波編－第4章 災害復旧計画－第6節 激甚災害の指定に準ずる。

第 6 節 復興計画 ≪総務部、都市建設部≫

地震・津波編－第 4 章 災害復旧計画－第 7 節 復興計画に準ずる。